

0001 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：基礎

論点：民法上の成年年齢について最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「成年年齢ではない。」

- ア：対応する記述：16歳で一律に成年となる
- イ：対応する記述：18歳で成年に達する
- ウ：対応する記述：20歳でなければ一切の法律行為ができない
- エ：対応する記述：25歳で成年に達する

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。成年年齢ではない。
イ：この記述の評価理由は「民法は成年年齢を18歳としている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「成年年齢は18歳であり、未成年者にも一定の法律行為能力がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「そのような定めはない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「16歳で一律に成年となる」という記述に対応する。成年年齢ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0002 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：基礎

論点：意思能力と法律行為の効力に関する説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「民法は、法律行為時に意思能力を有しなかった者の法律行為を無効としている。」

- ア：対応する記述：意思能力の有無は刑事責任だけに係し民事上の効力に影響しない
- イ：対応する記述：意思能力を有しない者がした法律行為は無効となる
- ウ：対応する記述：意思能力を欠く法律行為は当然に取り消し得るだけで無効にはならない
- エ：対応する記述：意思能力がなくても常に有効である

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「民事上の法律行為の効力に直接関係する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。民法は、法律行為時に意思能力を有しなかった者の法律行為を無効としている。
ウ：この記述の評価理由は「現行民法では無効とされる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「意思能力を欠く法律行為は無効である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「意思能力を有しない者がした法律行為は無効となる」という記述に対応する。民法は、法律行為時に意思能力を有しなかった者の法律行為を無効としている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0003 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：基礎

論点：錯誤による意思表示について、現行民法の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。
学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「要件を満たせば取消しを検討できる。」

- ア：対応する記述：どのような小さな勘違いでも当然に契約は無効となる
- イ：対応する記述：法律行為の目的・取引上の社会通念に照らして重要な錯誤であれば、一定の要件の下で取り消すことができる
- ウ：対応する記述：錯誤は契約締結後に気付いた場合には一切主張できない
- エ：対応する記述：錯誤は常に相手方の故意がなければ主張できない

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「重要性等の要件が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「錯誤は旧法の当然無効ではなく、現行法では重要性等の要件を満たす場合の取消しとして整理されている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。要件を満たせば取消しを検討できる。
エ：この記述の評価理由は「相手方の故意は一般的要件ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「錯誤は契約締結後に気付いた場合には一切主張できない」という記述に対応する。要件を満たせば取消しを検討できる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0004 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：標準

論点：無権代理行為を本人が追認した場合の原則的な効果として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「追認により本人に効果を帰属させることができる。」

- ア：対応する記述：別段の意思表示がない限り、契約時にさかのぼって本人に効力が生じる
- イ：対応する記述：追認した時点からのみ将来に向かって効力が生じ、遡及は一切しない
- ウ：対応する記述：相手方が追認を拒絶した場合でも常に本人だけで契約を成立させられる
- エ：対応する記述：追認しても本人には一切効力が生じない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「本人の追認は原則として契約時に遡及する。第三者の権利を害することはできない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「原則は遡及効である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「相手方の取消権等との関係があり、無条件に成立させられるわけではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。追認により本人に効果を帰属させることができる。
総合解説：提示された評価理由は「追認しても本人には一切効力が生じない」という記述に対応する。追認により本人に効果を帰属させることができる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0005 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：標準

論点：不動産の物権変動と登記の関係について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「民法177条は不動産に関する物権の得喪・変更について登記を第三者対抗要件としている。」

ア：対応する記述：当事者間では合意により物権変動が生じ得るが、登記がなければ原則として第三者に対抗できない

イ：対応する記述：登記がなくてもすべての第三者に当然対抗できる

ウ：対応する記述：不動産の所有権移転には必ず物の引渡しだけが必要で登記は無関係である

エ：対応する記述：売買契約をしても登記がなければ当事者間でも所有権は絶対に移転しない

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。民法177条は不動産に関する物権の得喪・変更について登記を第三者対抗要件としている。

イ：この記述の評価理由は「原則として登記が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「不動産では登記が第三者対抗要件となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「当事者間の物権変動と第三者対抗要件は区別する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「当事者間では合意により物権変動が生じ得るが、登記がなければ原則として第三者に対抗できない」という記述に対応する。民法177条は不動産に関する物権の得喪・変更について登記を第三者対抗要件としている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0006 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：標準

論点：動産の即時取得が問題となる典型的な場面として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「即時取得は動産を対象とする。」

ア：対応する記述：盗品であれば常に何の例外もなく即時取得者が絶対に優先する

イ：対応する記述：不動産を買ったが登記をしていない場合

ウ：対応する記述：取引行為によって動産の占有を始めた者が、前主に処分権限がないことを知らず、かつ知らないことに過失がない場合

エ：対応する記述：贈与者が正当な所有者であることを知っていた場合だけ成立する制度

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「盗品・遺失物には回復請求に関する特則がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。即時取得は動産を対象とする。

ウ：この記述の評価理由は「即時取得は取引安全のため、平穩・公然・善意無過失等の要件の下で動産の権利取得を認める制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「問題となるのは前主が無権利者等である場合である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「不動産を買ったが登記をしていない場合」という記述に対応する。即時取得は動産を対象とする。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0007 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：標準

論点：所有権の取得時効に関する説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「長期取得時効は20年である。占有開始時に善意無過失なら10年の短期取得時効が問題となる。」

- ア：対応する記述：取得時効は不動産には一切適用されない
- イ：対応する記述：占有期間は常に1年で足りる
- ウ：対応する記述：所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を20年間占有すれば、原則として所有権を取得し得る
- エ：対応する記述：占有者が所有の意思を全く有しなくても当然に成立する

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「不動産にも適用され得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「そのような原則はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。長期取得時効は20年である。占有開始時に善意無過失なら10年の短期取得時効が問題となる。
エ：この記述の評価理由は「自主占有が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を20年間占有すれば、原則として所有権を取得し得る」という記述に対応する。長期取得時効は20年である。占有開始時に善意無過失なら10年の短期取得時効が問題となる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0008 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：標準

論点：抵当権の基本的な特徴として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「抵当権は優先弁済を目的とする担保物権である。」

- ア：対応する記述：必ず担保目的物を債権者へ引き渡さなければ成立しない
- イ：対応する記述：抵当権者は担保不動産を当然に自由使用できる
- ウ：対応する記述：担保目的物の占有を設定者に残したまま、債権者が優先弁済を受ける担保物権である
- エ：対応する記述：抵当権には優先弁済の効力がない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「これは質権の特徴に近い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「占有・使用は原則として設定者側に残る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「抵当権は不動産等の占有を移さずに担保化できる点が重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。抵当権は優先弁済を目的とする担保物権である。
総合解説：提示された評価理由は「抵当権には優先弁済の効力がない」という記述に対応する。抵当権は優先弁済を目的とする担保物権である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0009 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：応用

論点：譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡について、現行民法の原則として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「現行法の原則と異なる。」

ア：対応する記述：譲渡制限特約があれば譲渡は常に当然無効となる

イ：対応する記述：金銭債権は法律上絶対に譲渡できない

ウ：対応する記述：譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡自体は原則として有効であり、譲受人の善意・悪意等に応じた規律が設けられている

エ：対応する記述：譲渡制限特約は債務者に一切の法的意味を持たない

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。現行法の原則と異なる。

イ：この記述の評価理由は「債権譲渡は一般に認められている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「現行民法は譲渡制限特約があっても譲渡の効力を原則否定しない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「譲受人の認識等に応じ債務者側の保護規定がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「譲渡制限特約があれば譲渡は常に当然無効となる」という記述に対応する。現行法の原則と異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0010 民法・契約・商取引 > 民法総則・物権・債権 | 難易度：応用

論点：一般の債権の消滅時効の起算点・期間に関する説明として最も適切なものはどれか。答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「現行民法は主観的起算点5年と客観的起算点10年を基本とする。」

ア：対応する記述：すべての債権は発生から一律1年で消滅する

イ：対応する記述：権利を行使できることを知った時から5年間、又は権利を行使できる時から10年間という二つの基準が基本となる

ウ：対応する記述：消滅時効には期間の概念がなく、裁判所が自由に決める

エ：対応する記述：債権の消滅時効は廃止されている

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「一般原則ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。現行民法は主観的起算点5年と客観的起算点10年を基本とする。

ウ：この記述の評価理由は「法律上の期間が定められている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「現行民法にも消滅時効制度がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「権利を行使できることを知った時から5年間、又は権利を行使できる時から10年間という二つの基準が基本となる」という記述に対応する。現行民法は主観的起算点5年と客観的起算点10年を基本とする。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0011 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：基礎

論点：契約成立の基本原則として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「一般原則ではない。」

- ア：対応する記述：申込みだけで相手方の承諾なしに必ず契約が成立する
- イ：対応する記述：原則として申込みと承諾の意思表示が合致すれば契約は成立し、法令上特別の方式が必要な場合を除き書面は必須ではない
- ウ：対応する記述：すべての契約は公正証書でなければ成立しない
- エ：対応する記述：口頭契約は一律に無効である

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「通常は申込みと承諾の合致が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「民法は契約自由・方式自由を基本とし、保証契約など一定の契約には方式要件がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。一般原則ではない。
 - エ：この記述の評価理由は「多くの契約は口頭でも成立し得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- 総合解説：提示された評価理由は「すべての契約は公正証書でなければ成立しない」という記述に対応する。一般原則ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0012 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：基礎

論点：売買契約で双方の債務が同時履行関係にある場合の同時履行の抗弁権として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「双務契約における履行の公平を確保する制度である。」

- ア：対応する記述：一方が履行を拒むと契約は当然に消滅する
- イ：対応する記述：同時履行の抗弁権は不法行為にだけ適用される
- ウ：対応する記述：相手方が履行しなくても自分だけ必ず先に履行しなければならない
- エ：対応する記述：相手方が自己の債務の履行を提供するまでは、原則として自分の債務の履行を拒むことができる

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「抗弁権の行使と契約消滅は別である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「双務契約に典型的に問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：この記述の評価理由は「同時履行関係なら拒絶できる場合がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。双務契約における履行の公平を確保する制度である。
- 総合解説：提示された評価理由は「相手方が自己の債務の履行を提供するまでは、原則として自分の債務の履行を拒むことができる」という記述に対応する。双務契約における履行の公平を確保する制度である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0013

民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：基礎

論点：債務不履行による契約解除について最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「解除の意思表示により行うのが原則である。」

ア：対応する記述：解除には常に裁判所の判決が必要である

イ：対応する記述：履行遅滞等では相当期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がなければ解除できるのが原則である

ウ：対応する記述：債務不履行が少しでもあれば催告なしに必ず即時解除できる

エ：対応する記述：解除制度は売買契約には適用されない

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。解除の意思表示により行うのが原則である。

イ：この記述の評価理由は「現行民法では催告解除が基本で、履行不能や明確な履行拒絶など一定の場合には無催告解除が認められる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「催告が原則必要な場面がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「売買を含む契約で問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「解除には常に裁判所の判決が必要である」という記述に対応する。解除の意思表示により行うのが原則である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0014

民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：基礎

論点：履行不能などにより無催告解除が認められ得る場面として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「無催告解除の典型ではない。」

ア：対応する記述：債権者が単に気分を変えただけの場合

イ：対応する記述：債務者が期限前に通常どおり履行準備をしている場合

ウ：対応する記述：契約内容が完全に履行済みで争いがいない場合

エ：対応する記述：債務の全部の履行が不能であるなど、催告しても履行が期待できないと法が定める場合

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「解除権の根拠にならない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。無催告解除の典型ではない。

ウ：この記述の評価理由は「解除原因がない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「催告が無意味な一定の場合には無催告解除が認められる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「債務者が期限前に通常どおり履行準備をしている場合」という記述に対応する。無催告解除の典型ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0015 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：売買の目的物が契約内容に適合しない場合の買主の救済として最も適切なものはどれか。
答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「
現行民法は契約不適合責任として複数の救済手段を規定している。」

- ア：対応する記述：買主は常に何の救済も受けられない
- イ：対応する記述：売主の責任は刑事罰だけで処理される
- ウ：対応する記述：追完請求、代金減額請求、損害賠償や解除などが、各要件に応じて問題となる
- エ：対応する記述：必ず契約を維持し代金全額を支払うしかない

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「契約不適合責任がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「民事上の救済が中心である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。現行民法は契約不適合責任として複数の救済手段を規定している。
エ：この記述の評価理由は「追完・減額・解除等があり得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「追完請求、代金減額請求、損害賠償や解除などが、各要件に応じて問題となる」という記述に対応する。現行民法は契約不適合責任として複数の救済手段を規定している。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0016 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：解約手付が交付された売買で、民法上の手付解除の原則として最も適切なものはどれか。
次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「解約手付には解除機能がある。」

- ア：対応する記述：相手方が契約の履行に着手するまでは、手付を交付した者は手付を放棄し、受領した者は倍額を現実に提供して解除できる
- イ：対応する記述：受領者は手付額と同額だけ返せばいつでも解除できる
- ウ：対応する記述：履行が完全に終了した後でも手付解除を自由に使える
- エ：対応する記述：手付を交付した瞬間から一切解除できない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「解約手付には履行着手前の手付解除機能がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「原則として倍額の償還が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「履行着手前という制約がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。解約手付には解除機能がある。
総合解説：提示された評価理由は「手付を交付した瞬間から一切解除できない」という記述に対応する。解約手付には解除機能がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0017 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：保証契約の方式として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「保証は他人の債務を負担する重要な契約であるため方式要件がある。」

- ア：対応する記述：保証契約は書面でしなければ効力を生じず、電磁的記録による場合も書面によるものとみなされる
- イ：対応する記述：保証契約には一切の方式要件がない
- ウ：対応する記述：保証契約は必ず裁判所で締結しなければならない
- エ：対応する記述：保証契約は口頭でしか成立しない

答え・解説 正答：ア

- ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。保証は他人の債務を負担する重要な契約であるため方式要件がある。
 - イ：この記述の評価理由は「民法上、書面または電磁的記録が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：この記述の評価理由は「そのような一般要件はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - エ：この記述の評価理由は「書面等が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- 総合解説：提示された評価理由は「保証契約は書面でなければ効力を生じず、電磁的記録による場合も書面によるものとみなされる」という記述に対応する。保証は他人の債務を負担する重要な契約であるため方式要件がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0018 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：事業のために負担した貸金等債務を個人が保証する契約について、原則として要求される手続として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「制度は個人保証を対象とする。」

- ア：対応する記述：契約後10年以内ならいつでも公正証書を作ればよい
- イ：対応する記述：法人保証にも必ず同じ保証意思宣明公正証書が必要である
- ウ：対応する記述：電話で保証すると伝えれば必ず有効となる
- エ：対応する記述：一定の例外を除き、保証契約締結前1か月以内に公正証書で保証意思を表示することが必要である

答え・解説 正答：イ

- ア：この記述の評価理由は「原則として契約締結前1か月以内である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。制度は個人保証を対象とする。
 - ウ：この記述の評価理由は「方式要件を満たさない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - エ：この記述の評価理由は「事業用融資の第三者個人保証には保証意思宣明公正証書が原則要求される。取締役や一定の株主等には例外がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- 総合解説：提示された評価理由は「法人保証にも必ず同じ保証意思宣明公正証書が必要である」という記述に対応する。制度は個人保証を対象とする。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0019 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：通常の保証人と連帯保証人の違いとして最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「保証債務には付従性がある。」

- ア：対応する記述：連帯保証人には、通常の保証人に認められる催告の抗弁権・検索の抗弁権が認められない
- イ：対応する記述：通常の保証人より連帯保証人の責任は常に軽い
- ウ：対応する記述：連帯保証人は主債務が消滅しても必ず独立して支払う
- エ：対応する記述：連帯保証は法律上禁止されている

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「連帯保証は保証人の責任がより重く、債権者は主債務者への先行請求等を要しない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「一般に責任は重い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。保証債務には付従性がある。
 - エ：この記述の評価理由は「一定の規律の下で認められている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- 総合解説：提示された評価理由は「連帯保証人は主債務が消滅しても必ず独立して支払う」という記述に対応する。保証債務には付従性がある。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0020 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：標準

論点：個人根保証契約で極度額に関する基本ルールとして最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「将来どこまで債務が増えるか不明な負担から個人保証人を保護するため極度額が要求される。」

- ア：対応する記述：極度額は個人根保証では一切定めてはならない
- イ：対応する記述：極度額がなくても保証人の責任は無限に当然有効となる
- ウ：対応する記述：根保証は法人にしか認められない
- エ：対応する記述：個人が根保証人となる場合、極度額を定めなければ原則として契約は効力を生じない

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「むしろ原則必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「現行民法の個人根保証規制に反する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：この記述の評価理由は「個人根保証も規律の下で存在する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。将来どこまで債務が増えるか不明な負担から個人保証人を保護するため極度額が要求される。
- 総合解説：提示された評価理由は「個人が根保証人となる場合、極度額を定めなければ原則として契約は効力を生じない」という記述に対応する。将来どこまで債務が増えるか不明な負担から個人保証人を保護するため極度額が要求される。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0021 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：応用

論点：質権と抵当権の違いとして最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「抵当権は典型的には不動産を対象とし占有を移さない。」

- ア：対応する記述：抵当権は必ず動産を占有して成立する
- イ：対応する記述：質権も抵当権も優先弁済効を一切持たない
- ウ：対応する記述：質権は原則として目的物の引渡しを受けて占有するのに対し、抵当権は目的物の占有を設定者に残す
- エ：対応する記述：質権は担保目的ではなく所有権移転だけを目的とする

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。抵当権は典型的には不動産を対象とし占有を移さない。
イ：この記述の評価理由は「どちらも担保として優先弁済機能を持つ。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「担保物権の基本的な差異である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「質権は担保物権である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「抵当権は必ず動産を占有して成立する」という記述に対応する。抵当権は典型的には不動産を対象とし占有を移さない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0022 民法・契約・商取引 > 契約・担保・保証 | 難易度：応用

論点：契約上の債務を担保する手段を選択する場面で、事業継続に必要な工場不動産を債務者が使用し続けたい場合に適した考え方はどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「営業継続に必要な不動産の使用を確保しつつ担保設定できる点が抵当権の利点である。」

- ア：対応する記述：必ず工場を債権者へ引き渡して営業を停止する
- イ：対応する記述：不動産を占有したまま担保化できる抵当権を検討する
- ウ：対応する記述：担保を付けると必ず所有権が債権者へ移転する
- エ：対応する記述：担保権は金銭債権には利用できない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「抵当権では占有移転が不要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。営業継続に必要な不動産の使用を確保しつつ担保設定できる点が抵当権の利点である。
ウ：この記述の評価理由は「抵当権設定だけで所有権は移転しない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「金銭債権の担保として典型的に利用される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「不動産を占有したまま担保化できる抵当権を検討する」という記述に対応する。営業継続に必要な不動産の使用を確保しつつ担保設定できる点が抵当権の利点である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0023 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：基礎

論点：消費者契約法における「消費者」の説明として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「法律上定義されている。」

- ア：対応する記述：原則として個人をいうが、事業として又は事業のために契約当事者となる場合は除かれる
- イ：対応する記述：個人であれば事業目的の契約でも必ず消費者となる
- ウ：対応する記述：消費者契約法には消費者の定義がない
- エ：対応する記述：法人はすべて消費者に含まれる

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「消費者契約法は消費者と事業者の情報・交渉力格差を前提とし、事業目的の個人を消費者から除外する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「事業として又は事業のための契約は除外される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。法律上定義されている。
エ：この記述の評価理由は「法人は事業者に含まれる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「消費者契約法には消費者の定義がない」という記述に対応する。法律上定義されている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0024 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：基礎

論点：事業者が消費者に重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実だと誤認して契約した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「消費者契約法は取消しを認める。」

- ア：対応する記述：取消しではなく必ず会社を解散させる制度である
- イ：対応する記述：消費者契約法上の要件を満たせば、消費者は契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消し得る
- ウ：対応する記述：契約は必ず刑事裁判の判決が出るまで有効性を争えない
- エ：対応する記述：事業者の説明が虚偽でも消費者は一切争えない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「契約取消しに関する制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「不実告知による誤認は取消原因の代表例である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「民事上の取消権の問題である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。消費者契約法は取消しを認める。
総合解説：提示された評価理由は「事業者の説明が虚偽でも消費者は一切争えない」という記述に対応する。消費者契約法は取消しを認める。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0025 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：標準

論点：消費者契約の条項で、事業者の故意又は重大な過失による損害賠償責任を全部免除する内容について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「消費者の利益を一方的に害する免責条項には無効規制がある。」

- ア：対応する記述：消費者契約法により無効となる類型に含まれる
- イ：対応する記述：どのような内容でも当事者が署名すれば必ず有効である
- ウ：対応する記述：免責条項は法律上必ず消費者側に有利になる
- エ：対応する記述：消費者契約法は損害賠償条項を一切規制しない

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。消費者の利益を一方的に害する免責条項には無効規制がある。
イ：この記述の評価理由は「消費者契約法による不当条項規制がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「責任を免除するため消費者側に不利になり得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「規制している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「消費者契約法により無効となる類型に含まれる」という記述に対応する。消費者の利益を一方的に害する免責条項には無効規制がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0026 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：標準

論点：通信販売のクーリング・オフについて最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「そのような一般制度はない。」

- ア：対応する記述：通信販売では返品に関する法的規律が一切ない
- イ：対応する記述：通信販売はすべて20日間無条件でクーリング・オフできる
- ウ：対応する記述：通信販売は特定商取引法の対象外である
- エ：対応する記述：訪問販売等のような一般的なクーリング・オフ制度は通信販売には設けられていない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「返品特約の表示や一定の法定返品ルールがある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。そのような一般制度はない。
ウ：この記述の評価理由は「通信販売は特定商取引法の対象類型である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「通信販売では広告表示や返品特約等の規律が中心で、一般的なクーリング・オフはない。返品特約がない場合には法定の返品ルールが問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「通信販売はすべて20日間無条件でクーリング・オフできる」という記述に対応する。そのような一般制度はない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0027 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：標準

論点：電子消費者契約で、消費者が操作を誤って意図しない注文を送信した場合の民法特例について最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「電子消費者契約法は操作ミスから消費者を保護し、確認措置がある場合等は特例の適用を制限する。」

- ア：対応する記述：電子取引では入力ミスを理由とする錯誤は一切認められない
- イ：対応する記述：電子消費者契約法は法人同士のすべての電子取引にだけ適用される
- ウ：対応する記述：事業者が申込み意思を確認する画面等の措置を講じていないなど法定要件を満たす場合、消費者の重大な過失があっても錯誤取消しを妨げない特例がある
- エ：対応する記述：確認画面の有無は法律上まったく意味がない

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「特例法がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「消費者と事業者の電子消費者契約を対象とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。電子消費者契約法は操作ミスから消費者を保護し、確認措置がある場合等は特例の適用を制限する。
- エ：この記述の評価理由は「確認措置は特例適用に重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「事業者が申込み意思を確認する画面等の措置を講じていないなど法定要件を満たす場合、消費者の重大な過失があっても錯誤取消しを妨げない特例がある」という記述に対応する。電子消費者契約法は操作ミスから消費者を保護し、確認措置がある場合等は特例の適用を制限する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0028 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：標準

論点：通信販売サイトの最終確認画面を設計する際の考え方として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「契約条件は申込前に明確に示す必要がある。」

- ア：対応する記述：申込内容・価格・数量・契約条件等を消費者が確認・訂正しやすい表示にし、誤認させる表示を避ける
- イ：対応する記述：注文ボタンの直前では価格を隠すほど望ましい
- ウ：対応する記述：数量を自動で増加させ訂正不能にする
- エ：対応する記述：定期購入条件は申込後に初めて知らせればよい

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「特定商取引法・電子消費者契約法の趣旨から、最終確認段階で申込内容を明確に示し誤操作や誤認を防ぐ設計が重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「消費者の誤認を招く。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「誤操作防止の趣旨に反する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。契約条件は申込前に明確に示す必要がある。

総合解説：提示された評価理由は「定期購入条件は申込後に初めて知らせればよい」という記述に対応する。契約条件は申込前に明確に示す必要がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0029 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：応用

論点：CISG（国際物品売買契約に関する国連条約）が典型的に対象とする取引として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「消費者売買は原則として適用対象外である。」

- ア：対応する記述：国内の個人消費者が日用品を買うだけの取引
- イ：対応する記述：不動産の所有権移転だけを目的とする国内契約
- ウ：対応する記述：会社の設立登記手続
- エ：対応する記述：異なる締約国に営業所を持つ事業者間の国際的な物品売買契約

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。消費者売買は原則として適用対象外である。
イ：この記述の評価理由は「国際的な物品売買が中心である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「CISGの対象ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「CISGは国際物品売買の統一ルールを提供し、要件を満たす事業者間取引に適用される。日本も締約国である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「国内の個人消費者が日用品を買うだけの取引」という記述に対応する。消費者売買は原則として適用対象外である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0030 民法・契約・商取引 > 消費者・電子商取引・国際取引 | 難易度：応用

論点：CISGの適用範囲に関する説明として最も適切なものはどれか。答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「CISGは国際売買契約を統一するが、すべての私法問題を包括するわけではない。」

- ア：対応する記述：契約の有効性や所有権移転の物権的效果まで必ず全面的に決める
- イ：対応する記述：物品売買契約の成立や売主・買主の権利義務を主に規律する一方、契約の有効性や物品の所有権への効果などは原則として範囲外である
- ウ：対応する記述：会社法上の機関設計まで直接規律する
- エ：対応する記述：消費者売買だけを専ら規律する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「それらは原則としてCISGの規律対象外である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。CISGは国際売買契約を統一するが、すべての私法問題を包括するわけではない。
ウ：この記述の評価理由は「会社法は対象外である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「消費者売買は原則除外される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「物品売買契約の成立や売主・買主の権利義務を主に規律する一方、契約の有効性や物品の所有権への効果などは原則として範囲外である」という記述に対応する。CISGは国際売買契約を統一するが、すべての私法問題を包括するわけではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0031 会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：基礎

論点：会社法が定める会社の種類の組合せとして最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「後三者は会社法上の会社類型ではない。」

- ア：対応する記述：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
- イ：対応する記述：株式会社、個人事業、組合、信託
- ウ：対応する記述：株式会社、社団法人、財団法人、NPO法人
- エ：対応する記述：株式会社と有限会社だけ

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「会社法上の会社は株式会社と3種類の持分会社である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「個人事業等は会社法上の会社類型ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。後三者は会社法上の会社類型ではない。
エ：この記述の評価理由は「新たな有限会社は会社法上の会社類型ではなく、特例有限会社として経過措置がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「株式会社、社団法人、財団法人、NPO法人」という記述に対応する。後三者は会社法上の会社類型ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0032 会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：基礎

論点：株式会社の株主の責任について最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「株式会社では株主有限責任が原則である。」

- ア：対応する記述：株主は会社債務について常に無限責任を負う
- イ：対応する記述：株主は会社の債務をすべて連帯保証したものとみなされる
- ウ：対応する記述：株主には出資義務も権利も一切ない
- エ：対応する記述：株主は、その有する株式の引受価額を限度として会社に対して責任を負う

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「株式会社の株主は有限責任である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「株主であることだけで保証人にはならない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「出資に応じた株主権がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式会社では株主有限責任が原則である。
総合解説：提示された評価理由は「株主は、その有する株式の引受価額を限度として会社に対して責任を負う」という記述に対応する。株式会社では株主有限責任が原則である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0033

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：基礎

論点：株式会社の定款に関する説明として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「会社法上重要な設立文書である。」

ア：対応する記述：株式会社では定款という制度が存在しない

イ：対応する記述：会社の目的を記載することは禁止されている

ウ：対応する記述：設立時に発起人が作成し、会社の目的、商号、本店所在地等の絶対的記載事項を定める

エ：対応する記述：定款は会社成立後にだけ初めて作成できる

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法上重要な設立文書である。

イ：この記述の評価理由は「目的は絶対的記載事項である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「定款は会社の基本規則であり、株式会社設立時に作成する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「設立手続で作成する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「株式会社では定款という制度が存在しない」という記述に対応する。会社法上重要な設立文書である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0034

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：基礎

論点：株式会社が成立する時点として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「法人成立時点ではない。」

ア：対応する記述：本店所在地において設立の登記をした時

イ：対応する記述：発起人が事業アイデアを考えた時

ウ：対応する記述：最初の売上が計上された時

エ：対応する記述：定款案を書き始めた時

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「株式会社は設立登記によって成立する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。法人成立時点ではない。

ウ：この記述の評価理由は「設立登記が基準である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「まだ会社は成立していない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「発起人が事業アイデアを考えた時」という記述に対応する。法人成立時点ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0035

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：株式会社に必ず置かなければならない機関の組合せとして最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「会社法326条により株式会社には株主総会と取締役が必要である。」

ア：対応する記述：執行役と監査等委員会

イ：対応する記述：会計監査人と指名委員会

ウ：対応する記述：株主総会と1人以上の取締役

エ：対応する記述：取締役会と監査役会

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「特定の機関設計でのみ置かれる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「すべての株式会社に必須ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法326条により株式会社には株主総会と取締役が必要である。

エ：この記述の評価理由は「すべての株式会社に必須ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「株主総会と1人以上の取締役」という記述に対応する。会社法326条により株式会社には株主総会と取締役が必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0036

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：会社法上の「公開会社」の意味として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「会社法上の公開会社は上場の有無と別概念である。」

ア：対応する記述：国が50%超出資している会社

イ：対応する記述：発行する全部の株式について譲渡による取得に会社の承認を要する旨を定款で定めていない株式会社

ウ：対応する記述：決算公告をしている会社だけ

エ：対応する記述：証券取引所に上場している会社だけ

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「定義と無関係である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「会社法の公開会社は上場会社と同義ではなく、株式譲渡制限の有無で定義される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「公開会社の定義ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法上の公開会社は上場の有無と別概念である。

総合解説：提示された評価理由は「証券取引所に上場している会社だけ」という記述に対応する。会社法上の公開会社は上場の有無と別概念である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0037

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：取締役会設置会社の取締役数について最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「会社法上、取締役会設置会社の取締役は3人以上でなければならない。」

- ア：対応する記述：3人以上の取締役が必要である
- イ：対応する記述：必ず1人だけでなければならない
- ウ：対応する記述：必ず20人以上必要である
- エ：対応する記述：取締役は不要である

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法上、取締役会設置会社の取締役は3人以上でなければならない。
イ：この記述の評価理由は「取締役会を構成できない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「そのような一般要件はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「取締役会は取締役で構成される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「3人以上の取締役が必要である」という記述に対応する。会社法上、取締役会設置会社の取締役は3人以上でなければならない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0038

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：取締役の会社に対する義務として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「会社との関係は委任に関する規定に従う。」

- ア：対応する記述：善良な管理者の注意義務を負い、法令・定款・株主総会決議を遵守して会社のため忠実に職務を行う
- イ：対応する記述：取締役は会社と何の委任関係も義務も持たない
- ウ：対応する記述：法令に反する行為でも利益が出れば常に許される
- エ：対応する記述：自己の利益だけを優先すればよく会社利益は考慮不要である

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「取締役には善管注意義務・忠実義務がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社との関係は委任に関する規定に従う。
ウ：この記述の評価理由は「法令遵守義務がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「取締役の義務に反する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「取締役は会社と何の委任関係も義務も持たない」という記述に対応する。会社との関係は委任に関する規定に従う。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0039

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：取締役会設置会社における代表取締役について最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「株主資格だけでは代表権はない。」

- ア：対応する記述：監査役が必ず代表取締役を兼ねる
- イ：対応する記述：代表取締役は会社を代表できない
- ウ：対応する記述：株主であれば誰でも当然に会社を代表する
- エ：対応する記述：取締役会が取締役の中から代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表する権限を有する

答え・解説

正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「監査役と代表取締役は役割が異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「名称のとおり代表権を有する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。株主資格だけでは代表権はない。
- エ：この記述の評価理由は「代表取締役は業務執行・対外代表の中心となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「株主であれば誰でも当然に会社を代表する」という記述に対応する。株主資格だけでは代表権はない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0040

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：標準

論点：株主総会の特別決議が典型的に必要な事項として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「会社法は重要事項について通常より重い決議要件を定める。」

- ア：対応する記述：社内メールの送信方法
- イ：対応する記述：日々の消耗品の購入
- ウ：対応する記述：毎日の従業員の出勤管理
- エ：対応する記述：定款変更や合併契約の承認など、会社の基礎や株主の地位に重大な影響を与える事項

答え・解説

正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「通常の業務運営事項である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「通常は業務執行の範囲である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「株主総会の特別決議事項ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法は重要事項について通常より重い決議要件を定める。

総合解説：提示された評価理由は「定款変更や合併契約の承認など、会社の基礎や株主の地位に重大な影響を与える事項」という記述に対応する。会社法は重要事項について通常より重い決議要件を定める。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0041

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：応用

論点：会社法上の「大会社」の基準として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「従業員数は会社法上の定義基準ではない。」

ア：対応する記述：従業員が10人以上なら必ず大会社である

イ：対応する記述：売上高が1億円を超えれば必ず大会社である

ウ：対応する記述：上場会社だけが大会社である

エ：対応する記述：最終事業年度の貸借対照表上、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。従業員数は会社法上の定義基準ではない。

イ：この記述の評価理由は「売上高は定義基準ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「上場の有無と会社法上の大会社は別概念である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「大会社には会計監査人設置等の機関設計上の規律が関係する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「従業員が10人以上なら必ず大会社である」という記述に対応する。従業員数は会社法上の定義基準ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0042

会社法・企業組織 > 会社設立・機関設計 | 難易度：応用

論点：機関設計を検討する非公開の中小株式会社について最も適切な考え方はどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「会社法は非公開会社に比較的柔軟な機関設計を認めている。」

ア：対応する記述：機関設計は株主構成や会社規模と無関係で一種類しかない

イ：対応する記述：会社規模・株主構成・監督ニーズに応じ、取締役会を置かず比較的簡素な機関設計を採ることも可能である

ウ：対応する記述：株式会社である以上、必ず指名委員会等設置会社にななければならない

エ：対応する記述：中小会社は取締役を置いてはならない

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「複数の選択肢がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法は非公開会社に比較的柔軟な機関設計を認めている。

ウ：この記述の評価理由は「そのような義務はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「株式会社には取締役が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「会社規模・株主構成・監督ニーズに応じ、取締役会を置かず比較的簡素な機関設計を採ることも可能である」という記述に対応する。会社法は非公開会社に比較的柔軟な機関設計を認めている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0043

会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：基礎

論点：株式譲渡制限会社に関する説明として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「公開会社の定義に直接関係する。」

ア：対応する記述：譲渡制限があると株主は株式を永久に処分できない

イ：対応する記述：株式の譲渡を定款で制限することは一切できない

ウ：対応する記述：譲渡制限の有無は公開会社の定義と無関係である

エ：対応する記述：定款で株式の譲渡による取得について会社の承認を要する旨を定めることができる

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「承認手続や買取り等の制度がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「会社法は譲渡制限を認めている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。公開会社の定義に直接関係する。

エ：この記述の評価理由は「非公開会社では株主構成を安定させるため譲渡制限が広く利用される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「譲渡制限の有無は公開会社の定義と無関係である」という記述に対応する。公開会社の定義に直接関係する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0044

会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：基礎

論点：株式分割の一般的な効果として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「株式数増加と資本金増加は別である。」

ア：対応する記述：分割により株主の持分割合は必ず変わる

イ：対応する記述：株式分割は会社を清算する手続である

ウ：対応する記述：既存株式を一定比率で細分化し発行済株式数を増やすが、分割だけで会社の純資産総額が増えるわけではない

エ：対応する記述：分割しただけで会社の資本金が必ず倍増する

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「比例的分割なら持分割合は通常維持される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「清算とは無関係である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「株式分割は持分を細かくする手続であり、企業価値そのものを創出する手続ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式数増加と資本金増加は別である。

総合解説：提示された評価理由は「分割しただけで会社の資本金が必ず倍増する」という記述に対応する。株式数増加と資本金増加は別である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0045

会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：基礎

論点：発行済株式について株式併合を行う場合、その制度の説明として正しいものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「株式併合では株式数が減少し、少数株主に端数処理が生じる場合がある。」

ア：対応する記述：複数の株式をより少ない数の株式にまとめる手続で、端数が生じる株主への処理が問題となり得る

イ：対応する記述：株主総会を廃止する手続

ウ：対応する記述：株式数を増やすために1株を複数株へ分ける手続

エ：対応する記述：会社の負債を自動的に消滅させる手続

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式併合では株式数が減少し、少数株主に端数処理が生じる場合がある。

イ：この記述の評価理由は「機関廃止の手続ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「それは株式分割である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「負債消滅とは無関係である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「複数の株式をより少ない数の株式にまとめる手続で、端数が生じる株主への処理が問題となり得る」という記述に対応する。株式併合では株式数が減少し、少数株主に端数処理が生じる場合がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0046

会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：標準

論点：株式会社が保有する自己株式の議決権について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「そのような規定はない。」

ア：対応する記述：自己株式について会社は株主総会で議決権を行使できない

イ：対応する記述：自己株式には通常株式の2倍の議決権がある

ウ：対応する記述：自己株式だけで株主総会を成立させられる

エ：対応する記述：自己株式は法律上絶対に取得できない

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「自己株式に議決権を認めると会社が自らを支配する不合理が生じるため、議決権はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。そのような規定はない。

ウ：この記述の評価理由は「議決権を行使できない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「一定の手続・財源規制の下で取得できる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「自己株式には通常株式の2倍の議決権がある」という記述に対応する。そのような規定はない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0047 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：標準

論点：新株発行の目的として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「新株発行はエクイティ・ファイナンスの基本手段である。」

- ア：対応する記述：新株発行では株主構成に影響が生じる可能性はない
- イ：対応する記述：新株発行は既存会社を必ず解散させる
- ウ：対応する記述：会社が新たな資金調達や資本政策のため、募集株式を発行して出資を受けることができる
- エ：対応する記述：新株を発行すると会社の現金は必ず減少する

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「第三者割当等では持分比率が変化し得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「会社は存続する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。新株発行はエクイティ・ファイナンスの基本手段である。
エ：この記述の評価理由は「通常は払込みにより資金を調達する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「会社が新たな資金調達や資本政策のため、募集株式を発行して出資を受けることができる」という記述に対応する。新株発行はエクイティ・ファイナンスの基本手段である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0048 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：標準

論点：公開会社が特に有利な払込金額で第三者に募集株式を発行する場合の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「希薄化や経済的不利益が生じ得る。」

- ア：対応する記述：有利発行は会社法上どの会社でも絶対禁止である
- イ：対応する記述：既存株主の利益を害し得るため、原則として株主総会の特別決議等の厳格な手続が問題となる
- ウ：対応する記述：取締役1人の口頭指示だけで必ず実行できる
- エ：対応する記述：既存株主の利益には一切影響しない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「所定の手続を経て実施し得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「有利発行は既存株主の希薄化・経済的不利益が大きいため重い手続が要求される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「有利発行には厳格な手続がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。希薄化や経済的不利益が生じ得る。
総合解説：提示された評価理由は「既存株主の利益には一切影響しない」という記述に対応する。希薄化や経済的不利益が生じ得る。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0049 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：標準

論点：新株予約権の説明として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。
。「新株予約権の内容ではない。」

- ア：対応する記述：会社の債務を当然に免除する権利
- イ：対応する記述：権利者が所定の条件で株式会社の株式の交付を受けることができる権利である
- ウ：対応する記述：株主総会を開催しない権利
- エ：対応する記述：会社の不動産を無償取得する物権

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。新株予約権の内容ではない。
イ：この記述の評価理由は「ストックオプション等に利用される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「機関運営権ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「株式取得に関する権利である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「会社の債務を当然に免除する権利」という記述に対応する。新株予約権の内容ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0050 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：標準

論点：株式会社設立・募集株式発行における資本金と資本準備金の関係について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「会社法445条は払込額のうち少なくとも半分を資本金に組み入れる構造を採る。」

- ア：対応する記述：資本金に計上できるのは払込額の1%までである
- イ：対応する記述：払込み等の額の2分の1を超えない額は資本金に計上せず、資本準備金とすることができる
- ウ：対応する記述：資本準備金という制度は会社法に存在しない
- エ：対応する記述：払込額は必ず全額を利益剰余金に計上する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「そのような規定はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法445条は払込額のうち少なくとも半分を資本金に組み入れる構造を採る。
ウ：この記述の評価理由は「資本準備金の制度がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「資本金・資本準備金の規律がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「払込み等の額の2分の1を超えない額は資本金に計上せず、資本準備金とすることができる」という記述に対応する。会社法445条は払込額のうち少なくとも半分を資本金に組み入れる構造を採る。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0051 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：応用

論点：種類株式の利用について最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「種類株式制度がある。」

- ア：対応する記述：種類株式を発行すると株式会社ではなく合同会社になる
- イ：対応する記述：種類株式では株主権を一切定められない
- ウ：対応する記述：すべての株式は法律上必ず完全に同一内容でなければならない
- エ：対応する記述：剰余金の配当、残余財産の分配、議決権などについて内容の異なる株式を定款で設計できる

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「会社類型は変わらない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「定款で法定範囲の内容を設計する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。種類株式制度がある。
エ：この記述の評価理由は「会社法は一定の事項について異なる内容の種類株式を認めている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「すべての株式は法律上必ず完全に同一内容でなければならない」という記述に対応する。種類株式制度がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0052 会社法・企業組織 > 株式・新株予約権・計算 | 難易度：応用

論点：剰余金の配当に関する会社法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「会社法は純資産を基礎に分配可能額を定め、株主への過大な財産流出を制限する。」

- ア：対応する記述：配当すると資本金が必ずゼロになる
- イ：対応する記述：会社に現金があれば法的制限なく全額配当できる
- ウ：対応する記述：剰余金配当は株式会社では一切禁止されている
- エ：対応する記述：債権者保護のため分配可能額の範囲内で行う必要があり、会社に利益があるように見えても無制限に配当できるわけではない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「配当と資本金は同一ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「分配可能額規制がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「所定の要件で可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社法は純資産を基礎に分配可能額を定め、株主への過大な財産流出を制限する。
総合解説：提示された評価理由は「債権者保護のため分配可能額の範囲内で行う必要があり、会社に利益があるように見えても無制限に配当できるわけではない」という記述に対応する。会社法は純資産を基礎に分配可能額を定め、株主への過大な財産流出を制限する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0053 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：基礎

論点：吸収合併の基本的な効果として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「株式譲渡の説明に近い。」

- ア：対応する記述：株主だけが移り会社の資産負債は動かない
- イ：対応する記述：消滅会社はそのまま独立して存続し権利義務は何も移らない
- ウ：対応する記述：個々の契約を必ずすべて新規契約し直さないと一切承継されない
- エ：対応する記述：消滅会社の権利義務を存続会社が包括的に承継し、消滅会社は解散する

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式譲渡の説明に近い。
イ：この記述の評価理由は「吸収合併の効果と異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「合併は包括承継が原則である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「合併は包括承継型の組織再編である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「株主だけが移り会社の資産負債は動かない」という記述に対応する。株式譲渡の説明に近い。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0054 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：基礎

論点：会社分割の特徴として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「会社の事業・権利義務の承継制度である。」

- ア：対応する記述：会社分割は必ず会社全体を消滅させる
- イ：対応する記述：株主個人の私有財産だけを移す制度
- ウ：対応する記述：分割契約または分割計画で定めた事業に関する権利義務を承継会社または新設会社へ移転する組織再編である
- エ：対応する記述：会社分割では権利義務を一切承継できない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「吸収分割では分割会社が存続することも多い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。会社の事業・権利義務の承継制度である。
ウ：この記述の評価理由は「事業の一部を切り出して包括的に承継させる手段として用いられる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「契約・計画に従い承継する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「株主個人の私有財産だけを移す制度」という記述に対応する。会社の事業・権利義務の承継制度である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0055 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：標準

論点：株式交換の基本的な効果として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「株式交換は既存会社間で完全親子会社関係を形成する手段である。」

- ア：対応する記述：事業資産だけを個別に売買する制度
- イ：対応する記述：新設親会社を必ず設立する制度
- ウ：対応する記述：ある株式会社を他の会社の完全子会社とするために、その会社の発行済株式全部を取得する組織再編である
- エ：対応する記述：消滅会社を必ず発生させる制度

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「事業譲渡の説明に近い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「それは株式移転の特徴である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式交換は既存会社間で完全親子会社関係を形成する手段である。
エ：この記述の評価理由は「株式交換では対象会社は法人として存続する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「ある株式会社を他の会社の完全子会社とするために、その会社の発行済株式全部を取得する組織再編である」という記述に対応する。株式交換は既存会社間で完全親子会社関係を形成する手段である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0056 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：標準

論点：株式移転の説明として最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「株式取得とは異なる。」

- ア：対応する記述：個別の資産・負債を契約ごとに移す手法
- イ：対応する記述：会社を清算して株主へ現金だけを返す手法
- ウ：対応する記述：1社または複数の株式会社が、その発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させ、完全親会社を新設する手法である
- エ：対応する記述：既存の親会社が対象会社株式の一部だけを買う手法

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「事業譲渡の説明である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「清算とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「持株会社を新設して完全親子関係を形成する場面で用いられる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式取得とは異なる。
総合解説：提示された評価理由は「既存の親会社が対象会社株式の一部だけを買う手法」という記述に対応する。株式取得とは異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0057

会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：標準

論点：株式会社が他社を子会社化する際に利用できる「株式交付」について、正しい説明はどれか。
。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「株式交付は2021年施行の制度で、子会社化を目的とする株式対価M&Aを柔軟に行える。」

ア：対応する記述：株式会社が他の株式会社を子会社にするためその株式を取得し、対価として自社株式等を交付でき、完全子会社化までは必須ではない

イ：対応する記述：会社の不動産を必ず無償譲渡する制度

ウ：対応する記述：完全子会社化する場合にしか利用できない

エ：対応する記述：個人事業主しか利用できない

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。株式交付は2021年施行の制度で、子会社化を目的とする株式対価M&Aを柔軟に行える。

イ：この記述の評価理由は「株式取得を目的とする組織再編である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「株式交換と異なり完全子会社化は必須ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「株式会社間の制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「株式会社が他の株式会社を子会社にするためその株式を取得し、対価として自社株式等を交付でき、完全子会社化までは必須ではない」という記述に対応する。株式交付は2021年施行の制度で、子会社化を目的とする株式対価M&Aを柔軟に行える。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0058

会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：標準

論点：株式譲渡によるM&Aと事業譲渡の違いとして最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「承継主体・範囲・手続が異なる。」

ア：対応する記述：株式譲渡では会社の契約が必ずすべて消滅する

イ：対応する記述：両者は法的効果が完全に同じである

ウ：対応する記述：株式譲渡では会社自体は同一法人のまま株主が変わるのに対し、事業譲渡では対象資産・負債・契約等を選別して個別に移転する

エ：対応する記述：事業譲渡では全債務を必ず包括承継する

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「法人は同一のため原則として契約関係は存続する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。承継主体・範囲・手続が異なる。

ウ：この記述の評価理由は「中小企業M&Aでは両者の承継範囲・手続・薄外債務リスクが重要な比較点となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「選別して個別移転する点が特徴である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「両者は法的効果が完全に同じである」という記述に対応する。承継主体・範囲・手続が異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0059 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：応用

論点：M&Aの法務デューデリジェンスの目的として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「デューデリジェンスの目的と逆である。」

- ア：対応する記述：登記をせずに会社を自動取得する制度
- イ：対応する記述：重要契約、許認可、訴訟、知的財産、労務、簿外・偶発債務などの法的リスクを調査し、価格・契約条件・実行可否の判断材料にする
- ウ：対応する記述：買収対象の法的リスクを意図的に調べないこと
- エ：対応する記述：必ず将来利益を保証する制度

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「調査プロセスであり組織再編手続そのものではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「買収後に想定外の法的負担を抱えるリスクを減らすための調査である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。デューデリジェンスの目的と逆である。
- エ：この記述の評価理由は「将来業績保証ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「買収対象の法的リスクを意図的に調べないこと」という記述に対応する。デューデリジェンスの目的と逆である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0060 会社法・企業組織 > 組織再編・M&A・事業承継法務 | 難易度：応用

論点：経営承継円滑化法の遺留分に関する民法特例について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「自社株式の分散を防ぎ事業承継を円滑化するための制度で、除外合意・固定合意等がある。」

- ア：対応する記述：上場株式の短期売買を促進する制度だけである
- イ：対応する記述：税務申告を不要にする制度である
- ウ：対応する記述：後継者が単独で宣言すれば他の相続人の遺留分を常に消滅させられる
- エ：対応する記述：一定の要件・遺留分権利者全員との合意等を前提に、後継者へ贈与した非上場株式等を遺留分算定の対象から除外する合意などが可能である

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「中小企業の事業承継支援制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「遺留分に関する民法特例であり税務申告免除ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「全員の合意等の法定手続が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。自社株式の分散を防ぎ事業承継を円滑化するための制度で、除外合意・固定合意等がある。

総合解説：提示された評価理由は「一定の要件・遺留分権利者全員との合意等を前提に、後継者へ贈与した非上場株式等を遺留分算定の対象から除外する合意などが可能である」という記述に対応する。自社株式の分散を防ぎ事業承継を円滑化するための制度で、除外合意・固定合意等がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0061 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：基礎

論点：産業財産権に含まれる権利の組合せとして最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「産業財産権の4権利ではない。」

- ア：対応する記述：著作権、所有権、抵当権、商号権
- イ：対応する記述：特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- ウ：対応する記述：特許権と著作権だけ
- エ：対応する記述：営業秘密だけ

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。産業財産権の4権利ではない。
イ：この記述の評価理由は「特許庁が所管するこれら4権利を産業財産権という。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「産業財産権は4種類ある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「営業秘密は不正競争防止法で保護されるが産業財産権そのものではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「著作権、所有権、抵当権、商号権」という記述に対応する。産業財産権の4権利ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0062 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：基礎

論点：特許法上の「発明」の定義として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「特許法2条は発明をこのように定義する。」

- ア：対応する記述：美感を起こさせる物品の外観だけをいう
- イ：対応する記述：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
- ウ：対応する記述：商品・役務の出所を示す標章だけをいう
- エ：対応する記述：単なる人為的な取り決めであればすべて発明となる

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「意匠の説明に近い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。特許法2条は発明をこのように定義する。
ウ：この記述の評価理由は「商標の説明である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「自然法則を利用した技術的思想である必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」という記述に対応する。特許法2条は発明をこのように定義する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0063

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：基礎

論点：特許を受けるための新規性について最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「特許の主要要件である。」

ア：対応する記述：既に世界中で公知の技術ほど必ず特許になる

イ：対応する記述：原則として出願前に国内外で公然知られた発明や刊行物等に記載された発明は新規性を失う

ウ：対応する記述：新規性は商標登録だけの要件で特許には不要である

エ：対応する記述：出願後に初めて公知となった事情だけで必ず新規性を否定される

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「新規性を欠く。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「特許制度は新しい技術を公開する対価として独占権を与えるため新規性を要求する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。特許の主要要件である。

エ：この記述の評価理由は「新規性判断の基準時は原則として出願時である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「新規性は商標登録だけの要件で特許には不要である」という記述に対応する。特許の主要要件である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0064

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：基礎

論点：特許の進歩性について最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「進歩性も必要である。」

ア：対応する記述：出願前の技術に基づいて当業者が容易に発明できたものは、原則として特許を受けられない

イ：対応する記述：進歩性は発明者の年齢で決まる

ウ：対応する記述：進歩性は登録後の売上高だけで決まる

エ：対応する記述：新規でさえあれば当業者が容易に想到できても必ず特許になる

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「既知技術の単なる容易な変更まで独占させないため進歩性が要求される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「技術水準と当業者の容易想到性で判断する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「市場成績だけで決まるものではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。進歩性も必要である。

総合解説：提示された評価理由は「新規でさえあれば当業者が容易に想到できても必ず特許になる」という記述に対応する。進歩性も必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0065

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：同一の発明について複数人が別々に特許出願した場合の先願主義について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「日本の特許制度は先願主義を採る。」

- ア：対応する記述：原則として最先の出願人が特許を受け得る
- イ：対応する記述：売上高が最も高い企業が優先される
- ウ：対応する記述：同一発明なら全員に同じ特許権が自動発生する
- エ：対応する記述：発明日が最も古いことだけで必ず権利が決まる

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。日本の特許制度は先願主義を採る。
イ：この記述の評価理由は「出願の先後が基準となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「先願の調整規定がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「日本は先発明主義ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「原則として最先の出願人が特許を受け得る」という記述に対応する。日本の特許制度は先願主義を採る。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0066

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：特許出願の出願公開について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「原則18か月後である。」

- ア：対応する記述：公開されるのは登録商標だけで特許出願は公開されない
- イ：対応する記述：出願した瞬間に必ず即日公開される
- ウ：対応する記述：原則として出願日から1年6か月経過後に出願内容が公開される
- エ：対応する記述：特許出願は権利満了まで絶対に秘密のままである

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「特許出願も公開される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。原則18か月後である。
ウ：この記述の評価理由は「特許制度は技術公開を制度目的の一つとし、原則18か月で出願公開される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「出願公開制度がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「出願した瞬間に必ず即日公開される」という記述に対応する。原則18か月後である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0067 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：特許出願の審査請求について最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「特許は出願だけでは実体審査が開始されず、審査請求制度がある。」

- ア：対応する記述：審査請求は出願日から30年後まで自由にできる
- イ：対応する記述：出願すれば審査請求なしでも必ず自動的に実体審査される
- ウ：対応する記述：原則として出願日から3年以内に審査請求をしなければ、出願は取り下げたものとみなされる
- エ：対応する記述：審査請求は商標だけにある制度で特許にはない

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「法定期間は3年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「審査請求が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。特許は出願だけでは実体審査が開始されず、審査請求制度がある。
エ：この記述の評価理由は「特許の重要制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「原則として出願日から3年以内に審査請求をしなければ、出願は取り下げたものとみなされる」という記述に対応する。特許は出願だけでは実体審査が開始されず、審査請求制度がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0068 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：特許法上、特許権が原則としていつまで存続するかを示したものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「特許権は商標のような反復更新制度ではない。」

- ア：対応する記述：設定登録の日から永久に存続する
- イ：対応する記述：出願日から5年で必ず終了する
- ウ：対応する記述：特許出願の日から20年をもって終了する
- エ：対応する記述：商標権と同様に10年ごとに無制限更新できる

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「特許権には有限の存続期間がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「基本は20年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「医薬品等の一定の場合に延長制度があるが、基本期間は出願日から20年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。特許権は商標のような反復更新制度ではない。
総合解説：提示された評価理由は「商標権と同様に10年ごとに無制限更新できる」という記述に対応する。特許権は商標のような反復更新制度ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0069

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：実用新案法の保護対象として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「実用新案では方法は保護対象ではない。」

- ア：対応する記述：方法の発明一般をすべて保護する
- イ：対応する記述：小説・音楽だけを保護する
- ウ：対応する記述：物品の形状・構造又は組合せに係る考案
- エ：対応する記述：商品名やロゴだけを保護する

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。実用新案では方法は保護対象ではない。
イ：この記述の評価理由は「著作権の領域である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「実用新案は物品の形状・構造・組合せに限定した考案を保護する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「商標の領域である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「方法の発明一般をすべて保護する」という記述に対応する。実用新案では方法は保護対象ではない。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0070

知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：標準

論点：実用新案登録制度の審査について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「早期登録と引き換えに、権利の有効性評価を技術評価書等で補完する制度である。」

- ア：対応する記述：特許と同じ実体審査を必ず経ないと登録されない
- イ：対応する記述：新規性・進歩性等の実体審査を経ずに基礎的要件の審査で登録されるため、権利行使時には実用新案技術評価が重要となる
- ウ：対応する記述：審査も登録も一切なく権利が自然発生する
- エ：対応する記述：技術評価制度は商標法だけの制度である

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「実用新案は無審査登録制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。早期登録と引き換えに、権利の有効性評価を技術評価書等で補完する制度である。
ウ：この記述の評価理由は「出願・登録が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「実用新案に特有の重要制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「新規性・進歩性等の実体審査を経ずに基礎的要件の審査で登録されるため、権利行使時には実用新案技術評価が重要となる」という記述に対応する。早期登録と引き換えに、権利の有効性評価を技術評価書等で補完する制度である。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0071 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：応用

論点：実用新案登録を受けた権利について、法定の存続期間を正しく示しているものはどれか。
次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「そのような期間ではない。」

- ア：対応する記述：商標と同じく何度でも10年更新できる
- イ：対応する記述：実用新案登録出願の日から10年で終了する
- ウ：対応する記述：設定登録の日から50年である
- エ：対応する記述：出願日から20年で特許と常に同じである

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「更新制度はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「実用新案は特許より短い10年を基本とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。そのような期間ではない。
エ：この記述の評価理由は「実用新案は10年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「設定登録の日から50年である」という記述に対応する。そのような期間ではない。
この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0072 知的財産法 > 特許・実用新案 | 難易度：応用

論点：従業者が職務上した発明（職務発明）に関する基本的な考え方として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「職務発明制度は企業の研究投資と発明者利益の調整を図る。」

- ア：対応する記述：従業者には何の利益も認められない
- イ：対応する記述：会社は契約や勤務規則で職務発明を扱えない
- ウ：対応する記述：職務発明は必ず国に無償帰属する
- エ：対応する記述：契約・勤務規則等であらかじめ定めれば使用者が特許を受ける権利を取得する仕組みを設けることができ、従業者には相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利がある

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「相当の利益を受ける権利がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「法は事前承継の仕組みを認めている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「そのような制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。職務発明制度は企業の研究投資と発明者利益の調整を図る。
総合解説：提示された評価理由は「契約・勤務規則等であらかじめ定めれば使用者が特許を受ける権利を取得する仕組みを設けることができ、従業者には相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利がある」という記述に対応する。職務発明制度は企業の研究投資と発明者利益の調整を図る。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0073 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：基礎

論点：意匠法の保護対象について最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「登録によって意匠権が発生し存続期間も有限である。」

- ア：対応する記述：意匠は登録制度がなく創作だけで永久に独占できる
- イ：対応する記述：物品等の形状・模様・色彩等に加え、一定の画像や建築物のデザインも保護対象となり得る
- ウ：対応する記述：物品の技術的思想だけを保護し外観は対象外である
- エ：対応する記述：商品名の文字列だけを保護する法律である

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。登録によって意匠権が発生し存続期間も有限である。
イ：この記述の評価理由は「現行意匠法は物品だけでなく画像・建築物等にも保護対象を拡大している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「技術的思想は特許・実用新案の領域である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「商標法の領域である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「意匠は登録制度がなく創作だけで永久に独占できる」という記述に対応する。登録によって意匠権が発生し存続期間も有限である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0074 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：基礎

論点：現行の意匠法における意匠権の存続期間として、正しいものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「現行の意匠権期間ではない。」

- ア：対応する記述：出願日から20年で特許と必ず同じである
- イ：対応する記述：設定登録の日から10年で終了する
- ウ：対応する記述：商標と同様に無制限に更新できる
- エ：対応する記述：意匠登録出願の日から25年で終了する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「意匠は25年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。現行の意匠権期間ではない。
ウ：この記述の評価理由は「意匠権に反復更新制度はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「2020年施行改正後、意匠権の存続期間は出願日から25年となっている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「設定登録の日から10年で終了する」という記述に対応する。現行の意匠権期間ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0075

知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：基礎

論点：関連意匠制度の狙いとして最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「シリーズ製品やブランドデザインの継続的展開を保護する制度である。」

ア：対応する記述：同一の発明を無審査で特許にする制度

イ：対応する記述：著作権の保護期間を延長する制度

ウ：対応する記述：同一企業等が一貫したデザイン展開を行う場合に、本意匠に類似する関連デザインを一定の条件で保護しやすくする

エ：対応する記述：商標の不使用を理由に登録を取り消す制度

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「特許制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「意匠法上の制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。シリーズ製品やブランドデザインの継続的展開を保護する制度である。

エ：この記述の評価理由は「不使用取消審判とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「同一企業等が一貫したデザイン展開を行う場合に、本意匠に類似する関連デザインを一定の条件で保護しやすくする」という記述に対応する。シリーズ製品やブランドデザインの継続的展開を保護する制度である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0076

知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：標準

論点：秘密意匠制度について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「上限は3年間である。」

ア：対応する記述：設定登録の日から最長3年間、登録意匠の内容を秘密にすることを請求できる

イ：対応する記述：秘密意匠は特許出願だけに利用できる

ウ：対応する記述：登録後は秘密期間を一切変更できない

エ：対応する記述：意匠を永久に非公開にできる

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「製品発売前にデザインが公報で公開される不利益を避けるための制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「意匠法上の制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「3年の範囲内で変更請求が可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。上限は3年間である。

総合解説：提示された評価理由は「意匠を永久に非公開にできる」という記述に対応する。上限は3年間である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0077 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：標準

論点：商標法上の商標について最も適切なものはどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「現行商標法は文字・図形だけでなく音や色彩等の新しいタイプの商標も対象としている。」

- ア：対応する記述：商品・役務について業として使用する文字、図形、記号、立体的形状、色彩、音など、人の知覚で認識できる標章が対象となり得る
- イ：対応する記述：小説の創作性だけを識別する権利である
- ウ：対応する記述：不動産の担保権だけを意味する
- エ：対応する記述：自然法則を利用した高度な技術思想だけをいう

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。現行商標法は文字・図形だけでなく音や色彩等の新しいタイプの商標も対象としている。
イ：この記述の評価理由は「著作権とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「商標とは無関係である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「特許法上の発明である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「商品・役務について業として使用する文字、図形、記号、立体的形状、色彩、音など、人の知覚で認識できる標章が対象となり得る」という記述に対応する。現行商標法は文字・図形だけでなく音や色彩等の新しいタイプの商標も対象としている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0078 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：標準

論点：商標権の存続期間と更新について最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「登録により権利が発生し期間・更新制度がある。」

- ア：対応する記述：設定登録から3年で必ず消滅する
- イ：対応する記述：商標権には存続期間がなく登録不要である
- ウ：対応する記述：出願日から20年で絶対に終了し更新できない
- エ：対応する記述：設定登録の日から10年で、更新登録申請により10年の存続期間を何度でも更新できる

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「基本期間は10年である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。登録により権利が発生し期間・更新制度がある。
ウ：この記述の評価理由は「特許の基本期間に近く、商標とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「商標は営業上の信用を継続的に保護するため反復更新が可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「商標権には存続期間がなく登録不要である」という記述に対応する。登録により権利が発生し期間・更新制度がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0079

知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：標準

論点：同一又は類似の商標について複数の出願が競合する場合の基本原則として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「先願主義と異なる。」

- ア：対応する記述：原則として先に出願した者が登録を受ける先願主義である
イ：対応する記述：売上高が大きい企業が必ず優先される
ウ：対応する記述：使用開始日が最も遅い者が優先される
エ：対応する記述：同一商標は全員に自動登録される

答え・解説

正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「商標制度でも先願が重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「出願の先後等の法定要件で判断する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。先願主義と異なる。
エ：この記述の評価理由は「競合を調整する規定がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「使用開始日が最も遅い者が優先される」という記述に対応する。先願主義と異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0080

知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：標準

論点：登録商標を正当な理由なく継続して使用していない場合の制度として最も適切なものはどれか。答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「使用されない商標登録を整理し、商標選択の余地を確保する制度である。」

- ア：対応する記述：1日使用しなければ自動的に商標権が消滅する
イ：対応する記述：一度登録すれば全く使用しなくても取消しの制度はない
ウ：対応する記述：不使用取消は特許権だけにある制度である
エ：対応する記述：継続して3年以上日本国内で使用されていない場合、不使用取消審判を請求される可能性がある

答え・解説

正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「自動消滅ではなく不使用取消審判の制度がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「不使用取消審判がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「商標法の代表的な審判制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。使用されない商標登録を整理し、商標選択の余地を確保する制度である。

総合解説：提示された評価理由は「継続して3年以上日本国内で使用されていない場合、不使用取消審判を請求される可能性がある」という記述に対応する。使用されない商標登録を整理し、商標選択の余地を確保する制度である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0081 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：応用

論点：地域団体商標制度の目的として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「要件があり無条件ではない。」

- ア：対応する記述：全国のすべての地名を誰でも独占できる制度
- イ：対応する記述：会社の本店移転を登録する制度
- ウ：対応する記述：地域名と商品・役務名等からなる標章について、一定の周知性等の要件の下で地域ブランドの保護・育成を図る
- エ：対応する記述：特許発明の存続期間を延長する制度

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。要件があり無条件ではない。
イ：この記述の評価理由は「商業登記とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「地域ブランドを商標制度で保護し地域産業の活性化に資する制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「商標法上の制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「全国のすべての地名を誰でも独占できる制度」という記述に対応する。要件があり無条件ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0082 知的財産法 > 意匠・商標 | 難易度：応用

論点：新製品のブランド名と外観デザインを同時に保護したい企業の知財戦略として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「知的財産権は保護対象が異なるため、複合的な保護戦略が有効である。」

- ア：対応する記述：ブランド名も外観もすべて抵当権だけで保護する
- イ：対応する記述：ブランド名は商標登録、製品外観は意匠登録を中心に検討し、保護対象に応じて権利を組み合わせる
- ウ：対応する記述：ブランド名は特許、外観は消滅時効で保護する
- エ：対応する記述：一つの権利を取れば他の知財権は法律上取得禁止となる

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「抵当権は担保物権であり知財保護制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。知的財産権は保護対象が異なるため、複合的な保護戦略が有効である。
ウ：この記述の評価理由は「制度の保護対象が合っていない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「重層的保護が可能な場合がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「ブランド名は商標登録、製品外観は意匠登録を中心に検討し、保護対象に応じて権利を組み合わせる」という記述に対応する。知的財産権は保護対象が異なるため、複合的な保護戦略が有効である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0083

知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：基礎

論点：著作権の発生について最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「個人の著作者にも発生する。」

- ア：対応する記述：著作物を創作した時点で原則として著作権が発生し、権利発生のための登録は不要である
- イ：対応する記述：著作権は商標登録によってのみ発生する
- ウ：対応する記述：著作者が法人でなければ権利は発生しない
- エ：対応する記述：特許庁への登録がなければ著作権は一切発生しない

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「著作権は無方式主義を採用。登録制度はあるが権利発生要件ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「商標権とは別制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。個人の著作者にも発生する。

エ：この記述の評価理由は「著作権は創作と同時に発生する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「著作者が法人でなければ権利は発生しない」という記述に対応する。個人の著作者にも発生する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0084

知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：基礎

論点：著作権法が保護する「著作物」について最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「アイデア自体は著作権の保護対象ではない。」

- ア：対応する記述：工場不動産の所有権だけをいう
- イ：対応する記述：思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの
- ウ：対応する記述：事実やデータは存在するだけで必ず独占権が生じる
- エ：対応する記述：頭の中のアイデアなら表現されなくても必ず著作物となる

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「著作物の定義ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「アイデアそのものではなく創作的な表現を保護する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「事実そのものは著作物ではないが、編集物等に創作性があれば保護され得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。アイデア自体は著作権の保護対象ではない。

総合解説：提示された評価理由は「頭の中のアイデアなら表現されなくても必ず著作物となる」という記述に対応する。アイデア自体は著作権の保護対象ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0085

知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：標準

論点：著作者人格権について最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「財産権としての著作権と著作者人格権は区別される。」

ア：対応する記述：公表権、氏名表示権、同一性保持権などからなり、著作者の一身に専属して譲渡することができない

イ：対応する記述：著作者人格権は自由に売買・譲渡できる

ウ：対応する記述：著作者人格権には同一性保持権は含まれない

エ：対応する記述：著作者人格権は法人登記だけを保護する

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。財産権としての著作権と著作者人格権は区別される。

イ：この記述の評価理由は「一身専属で譲渡できない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「含まれる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「著作者の人格的利益を保護する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「公表権、氏名表示権、同一性保持権などからなり、著作者の一身に専属して譲渡することができない」という記述に対応する。財産権としての著作権と著作者人格権は区別される。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0086

知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：標準

論点：自然人の著作物に関する著作権の保護期間の原則として最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「原則70年である。」

ア：対応する記述：著作者が生存中だけ保護され死後直ちに消滅する

イ：対応する記述：著作者の死後5年で必ず消滅する

ウ：対応する記述：著作権は永久に存続しパブリックドメインにはならない

エ：対応する記述：原則として著作者の死後70年まで保護される

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「死後も法定期間保護される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。原則70年である。

ウ：この記述の評価理由は「有限の保護期間である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「2018年施行の改正等により原則死後70年となっている。匿名・変名、法人著作等には別の起算規定がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「著作者の死後5年で必ず消滅する」という記述に対応する。原則70年である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0087 知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：標準

論点：不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するための基本要件の組合せとして最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「営業秘密は秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報である。」

- ア：対応する記述：公開性、無価値性、周知性
- イ：対応する記述：上場性、換金性、国有性
- ウ：対応する記述：秘密管理性、有用性、非公知性
- エ：対応する記述：特許登録、商標登録、意匠登録

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「営業秘密の要件と逆である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「要件ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。営業秘密は秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報である。
エ：この記述の評価理由は「営業秘密保護に登録は必要ない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「秘密管理性、有用性、非公知性」という記述に対応する。営業秘密は秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0088 知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：標準

論点：企業が秘密情報を営業秘密として保護するための管理として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「非公知性も必要である。」

- ア：対応する記述：アクセス権限、秘密表示、従業員教育等により、情報が秘密として管理されていることを従業員等が認識できる状態を整える
- イ：対応する記述：重要情報を誰でも自由に閲覧できる共有サイトへ公開する
- ウ：対応する記述：秘密であることを誰にも示さず管理措置も一切しない
- エ：対応する記述：情報を公表した後に秘密管理性だけを主張すれば必ず保護される

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「秘密管理性は情報管理措置と認識可能性を通じて判断される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「秘密管理性・非公知性を失わせる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「営業秘密としての保護が弱くなる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。非公知性も必要である。
総合解説：提示された評価理由は「情報を公表した後に秘密管理性だけを主張すれば必ず保護される」という記述に対応する。非公知性も必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0089 知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：応用

論点：不正競争防止法上の限定提供データについて最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「オープンデータと同一の情報には適用除外もある。」

- ア：対応する記述：誰でも無償で自由利用できる公開データだけを独占する制度
- イ：対応する記述：紙のメモ1枚であれば必ず限定提供データになる
- ウ：対応する記述：営業秘密と完全に同じ要件で二重に保護される制度
- エ：対応する記述：業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、管理されている技術上又は営業上の情報で、営業秘密を除くもの

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。オープンデータと同一の情報には適用除外もある。
イ：この記述の評価理由は「電磁的方法による蓄積・管理等の要件がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「限定提供データは営業秘密を除く。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「データ共有社会で価値あるデータの不正取得・使用等を保護するための制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「誰でも無償で自由利用できる公開データだけを独占する制度」という記述に対応する。オープンデータと同一の情報には適用除外もある。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0090 知的財産法 > 著作権・不正競争防止 | 難易度：応用

論点：他社の著名ブランドと同一・類似の表示を、不正の利益を得る目的でドメイン名として登録・使用し混乱を生じさせる行為への対応として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「不正の目的で他人の特定商品等表示と同一・類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為は不正競争として規制される。」

- ア：対応する記述：企業はドメイン名についていかなる差止めも求められない
- イ：対応する記述：不正競争防止法上の不正なドメイン名取得・使用等に該当する可能性があり、差止め等が問題となる
- ウ：対応する記述：ドメイン名は先着順なのでどのような目的でも法律上絶対に保護される
- エ：対応する記述：商標や周知表示との関係は一切考慮されない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「法定要件を満たせば差止め等が問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。不正の目的で他人の特定商品等表示と同一・類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為は不正競争として規制される。
ウ：この記述の評価理由は「不正競争防止法等による規制があり得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「不正競争の評価に関係する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「不正競争防止法上の不正なドメイン名取得・使用等に該当する可能性があり、差止め等が問題となる」という記述に対応する。不正の目的で他人の特定商品等表示と同一・類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為は不正競争として規制される。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0091 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：基礎

論点：金融商品取引法上の「発行開示」の説明として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「これは主として継続開示である。」

- ア：対応する記述：株主総会招集通知だけを電子化する制度である
- イ：対応する記述：有価証券の募集・売出しに際して、投資者の判断に必要な発行者情報等をあらかじめ開示する仕組みである
- ウ：対応する記述：上場後の会社が毎事業年度に有価証券報告書を提出する制度だけを指す
- エ：対応する記述：証券会社の自己資本規制比率を公表する制度である

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「会社法上の手続と金融商品取引法の発行開示は別である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「募集・売出し段階の投資判断資料を提供する制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。これは主として継続開示である。
- エ：この記述の評価理由は「発行者の募集・売出しに関する開示制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「上場後の会社が毎事業年度に有価証券報告書を提出する制度だけを指す」という記述に対応する。これは主として継続開示である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0092 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：基礎

論点：内国会社が金融商品取引法上の有価証券報告書を提出する期限について、原則として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「金融商品取引法24条は内国会社について原則3か月以内としている。」

- ア：対応する記述：事業年度経過後1週間以内
- イ：対応する記述：事業年度経過後6か月以内
- ウ：対応する記述：次回株主総会の開催日までであれば期限はない
- エ：対応する記述：事業年度経過後3か月以内

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「一般的な提出期限ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「原則期限より長い。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「法定の提出期限がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。金融商品取引法24条は内国会社について原則3か月以内としている。

総合解説：提示された評価理由は「事業年度経過後3か月以内」という記述に対応する。金融商品取引法24条は内国会社について原則3か月以内としている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0093 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：基礎

論点：EDINETの役割として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「法定開示書類を扱う金融庁の電子開示システムである。」

- ア：対応する記述：企業が任意に広告を掲載する民間ポータルサイトである
- イ：対応する記述：有価証券報告書や有価証券届出書、大量保有報告書等の提出・公衆縦覧を電子化するシステムである
- ウ：対応する記述：会社登記の申請だけを受け付ける法務局の登記システムである
- エ：対応する記述：証券取引所における株式売買を直接執行する注文システムである

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。法定開示書類を扱う金融庁の電子開示システムである。
イ：この記述の評価理由は「金融商品取引法に基づく開示書類の電子開示システムである。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「会社登記はEDINETの対象ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「売買注文執行システムではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「企業が任意に広告を掲載する民間ポータルサイトである」という記述に対応する。法定開示書類を扱う金融庁の電子開示システムである。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0094 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：標準

論点：上場会社の株券等を取得し、株券等保有割合が5%を超えた一般投資家の対応として、2026年9月3日時点で最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「大量保有報告制度の基準は原則5%超である。」

- ア：対応する記述：取得した日の当日に必ず紙で提出しなければならない
- イ：対応する記述：10%を超えるまでは何も提出する必要がない
- ウ：対応する記述：保有目的が純投資なら一般投資家は一律に報告不要である
- エ：対応する記述：原則として、5%超となった日の翌日から起算して5営業日以内に大量保有報告書を提出する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「提出期限は5営業日以内で、EDINETによる提出が用いられる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。大量保有報告制度の基準は原則5%超である。
ウ：この記述の評価理由は「純投資であることだけで一般報告義務が消えるわけではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「2026年5月1日施行後も一般報告では5%超・5営業日が基本である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「10%を超えるまでは何も提出する必要がない」という記述に対応する。大量保有報告制度の基準は原則5%超である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0095

資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：標準

論点：大量保有報告書を提出した後の変更報告書について、一般報告の原則として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「重要な変更の代表例として1%以上の増減がある。」

ア：対応する記述：変更報告書は発行会社だけが提出し、保有者は提出しない

イ：対応する記述：保有割合が変わっても会社名が同じなら変更報告は不要である

ウ：対応する記述：株券等保有割合が直近報告から1%以上増減した場合などには、原則5営業日以内に変更報告書を提出する

エ：対応する記述：保有割合が0.1%変わるたびに必ず即日提出する

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「大量保有者側に提出義務がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「保有割合の重要な増減は報告対象となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。重要な変更の代表例として1%以上の増減がある。

エ：この記述の評価理由は「1%以上の増減等が基本的な報告事由である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「株券等保有割合が直近報告から1%以上増減した場合などには、原則5営業日以内に変更報告書を提出する」という記述に対応する。重要な変更の代表例として1%以上の増減がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0096

資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：標準

論点：次のうち「継続開示」に最も直接該当するものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「これは発行開示である。」

ア：対応する記述：株式の売買注文を取引所に出すこと

イ：対応する記述：取締役会で配当方針を内部検討すること

ウ：対応する記述：有価証券報告書を事業年度ごとに提出すること

エ：対応する記述：新規の有価証券募集に先立ち有価証券届出書を提出すること

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「開示制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「内部検討だけでは法定の継続開示そのものではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「発行後も継続的に企業情報を開示する代表的制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。これは発行開示である。

総合解説：提示された評価理由は「新規の有価証券募集に先立ち有価証券届出書を提出すること」という記述に対応する。これは発行開示である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0097 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：標準

論点：提出済みの法定開示書類に重要な誤りが見つかった場合の考え方として最も適切なものはどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「法定開示の信頼性確保のため訂正制度が設けられている。」

- ア：対応する記述：法令に基づき、必要に応じ訂正届出書や訂正報告書等により訂正することが求められる
- イ：対応する記述：一度EDINETに掲載された書類は、誤りがあっても一切訂正できない
- ウ：対応する記述：社内資料だけ直せば法定開示書類は放置してよい
- エ：対応する記述：誤りの大小にかかわらず必ず会社を解散しなければならない

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。法定開示の信頼性確保のため訂正制度が設けられている。
イ：この記述の評価理由は「訂正のための法定手続がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「投資者向け法定開示自体の適正性が問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「そのような制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「法令に基づき、必要に応じ訂正届出書や訂正報告書等により訂正することが求められる」という記述に対応する。法定開示の信頼性確保のため訂正制度が設けられている。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0098 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：標準

論点：2026年5月1日に施行された大量保有報告制度の改正に関し、使用すべき報告様式の判断として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「5月1日以降の報告義務発生日には新様式が必要である。」

- ア：対応する記述：保有者が好きな様式を自由に選べる
- イ：対応する記述：2026年中はすべて旧様式を用いる
- ウ：対応する記述：報告義務発生日が2026年5月1日以降なら新様式、4月30日以前なら提出日が5月1日以降でも旧様式を用いる
- エ：対応する記述：実際の提出日だけで新旧様式を決める

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「法令・様式改正の適用関係に従う必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。5月1日以降の報告義務発生日には新様式が必要である。
ウ：この記述の評価理由は「金融庁は報告義務発生日を基準に新旧様式を区別している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「提出日だけではなく報告義務発生日が基準である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「2026年中はすべて旧様式を用いる」という記述に対応する。5月1日以降の報告義務発生日には新様式が必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0099 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：応用

論点：企業内容等開示制度の趣旨に照らした企業の対応として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「開示制度は株価水準を保証しない。」

- ア：対応する記述：重要な企業情報を正確・公平・適時に開示し、投資者が自己責任で投資判断できる機会を確保する
- イ：対応する記述：競合会社にだけ情報を提供し一般投資者には非公開とする
- ウ：対応する記述：株価を一定水準に維持することを国が保証する
- エ：対応する記述：投資損失を発行会社がすべて補填する仕組みにする

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「金融庁が示すEDINET・ディスクロージャー制度の中心目的に合致する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「公平な情報開示の趣旨に反する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。開示制度は株価水準を保証しない。
エ：この記述の評価理由は「開示による投資判断機会の確保と損失補填は別問題である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「株価を一定水準に維持することを国が保証する」という記述に対応する。開示制度は株価水準を保証しない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0100 資本市場・倒産・事業再生 > 金融商品取引法・開示 | 難易度：応用

論点：上場会社の株式を6%保有する投資家と、その上場会社自身の開示義務を整理した説明として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「保有者による大量保有開示と発行者による企業内容開示は別制度である。」

- ア：対応する記述：大量保有報告をすれば会社の有価証券報告書提出義務は消滅する
- イ：対応する記述：どちらの義務も発行会社だけが負い、投資家には一切の開示義務がない
- ウ：対応する記述：6%保有した投資家が有価証券報告書を会社に代わって提出する
- エ：対応する記述：投資家には大量保有報告制度が、会社には有価証券報告書等の企業内容等開示制度がそれぞれ問題となり、義務主体と開示目的を分けて考える

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「別の制度なので一方が他方を代替しない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「大量保有者側に報告義務が生じ得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「有価証券報告書は発行会社等の継続開示である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。保有者による大量保有開示と発行者による企業内容開示は別制度である。
総合解説：提示された評価理由は「投資家には大量保有報告制度が、会社には有価証券報告書等の企業内容等開示制度がそれぞれ問題となり、義務主体と開示目的を分けて考える」という記述に対応する。保有者による大量保有開示と発行者による企業内容開示は別制度である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0101 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：基礎

論点：破産手続の基本的な目的・仕組みとして最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「破産は基本的に清算型である。」

- ア：対応する記述：債務者の事業を必ず存続させることだけを目的とする再建型手続である
- イ：対応する記述：裁判所が開始を決定し、原則として破産管財人が財産を換価して債権者に配当する清算型手続である
- ウ：対応する記述：株式会社にしか利用できない制度である
- エ：対応する記述：債権者の同意が1人でもなければ裁判所は一切関与できない私的整理である

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。破産は基本的に清算型である。
イ：この記述の評価理由は「裁判所の説明する破産手続の基本像である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「個人・法人を含む破産がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「裁判上の法的整理である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「債務者の事業を必ず存続させることだけを目的とする再建型手続である」という記述に対応する。破産は基本的に清算型である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0102 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：基礎

論点：民事再生手続の説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「民事再生法は再建を目的とする法的整理である。」

- ア：対応する記述：裁判所が一切関与しない完全な私的整理である
- イ：対応する記述：法人や個人が再生計画に基づき債務を調整し、事業や経済生活の再建を図る再建型の裁判手続である
- ウ：対応する記述：解散済み株式会社だけが利用できる清算手続である
- エ：対応する記述：債務を一切変更せず全額即時返済する制度である

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「民事再生は裁判手続である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。民事再生法は再建を目的とする法的整理である。
ウ：この記述の評価理由は「これは特別清算の対象と混同している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「再生計画により権利変更が行われ得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「法人や個人が再生計画に基づき債務を調整し、事業や経済生活の再建を図る再建型の裁判手続である」という記述に対応する。民事再生法は再建を目的とする法的整理である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0103 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：基礎

論点：会社更生法による更生手続の対象として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「解散済みであることは会社更生の一般要件ではない。」

- ア：対応する記述：すべての個人債務者
- イ：対応する記述：窮境にある株式会社
- ウ：対応する記述：解散済み会社に限る
- エ：対応する記述：合同会社だけ

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「個人は会社更生法の対象ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「会社更生法は株式会社の事業維持更生を目的とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。解散済みであることは会社更生の一般要件ではない。
エ：この記述の評価理由は「対象は株式会社である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「解散済み会社に限る」という記述に対応する。解散済みであることは会社更生の一般要件ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0104 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：標準

論点：特別清算が問題となる典型的な会社として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「特別清算の典型対象ではない。」

- ア：対応する記述：解散後清算中の株式会社で、清算の遂行に著しい支障がある、または債務超過の疑いがある会社
- イ：対応する記述：株式会社以外の法人なら必ず利用できる
- ウ：対応する記述：上場会社であれば財務状況に関係なく自動開始する
- エ：対応する記述：正常に営業継続中で支払能力にも問題がない個人事業主

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「裁判所の監督下で行われる特別の清算手続である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「特別清算は会社法上、解散した株式会社を対象とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「上場の有無だけで自動開始しない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。特別清算の典型対象ではない。
総合解説：提示された評価理由は「正常に営業継続中で支払能力にも問題がない個人事業主」という記述に対応する。特別清算の典型対象ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0105 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：標準

論点：破産管財人の役割として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「破産手続の財産管理・換価の中心的主体である。」

- ア：対応する記述：破産財団に属する財産を管理・換価し、法に従って配当等の手続を行う
- イ：対応する記述：裁判所に代わって新しい法律を制定する
- ウ：対応する記述：破産会社の株価を維持するため市場介入する
- エ：対応する記述：債権者の一人だけを代理し、その者に全財産を渡す

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。破産手続の財産管理・換価の中心的主体である。
イ：この記述の評価理由は「法制定権限はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「破産管財人の法的役割ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「全債権者の共同利益を踏まえて手続を遂行する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「破産財団に属する財産を管理・換価し、法に従って配当等の手続を行う」という記述に対応する。破産手続の財産管理・換価の中心的主体である。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0106 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：標準

論点：破産会社の不動産に有効な抵当権を有する債権者の権利について、原則として最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「担保権は当然に消滅しない。」

- ア：対応する記述：担保権者は他のすべての債権者と常に同順位になる
- イ：対応する記述：抵当権は破産開始と同時に必ず消滅する
- ウ：対応する記述：担保権者は目的物の価値に関係なく債権全額を国から受け取れる
- エ：対応する記述：別除権として、破産手続によらず担保権を行使できる

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「担保権に基づく優先的な回収が問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。担保権は当然に消滅しない。
ウ：この記述の評価理由は「国が全額補償する制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「破産法65条は別除権を破産手続によらず行使できるとする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「抵当権は破産開始と同時に必ず消滅する」という記述に対応する。担保権は当然に消滅しない。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0107 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：標準

論点：破産法上の財団債権の取扱いとして最も適切なものはどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「破産法151条が財団債権の優先的取扱いを定める。」

- ア：対応する記述：財団債権は必ず債権者集会の配当手続だけでしか支払えない
- イ：対応する記述：財団債権という区分は現行法に存在しない
- ウ：対応する記述：原則として破産債権に先立って弁済される
- エ：対応する記述：常に破産債権より後順位である

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「破産債権とは異なる取扱いを受ける。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「破産法に明文の区分がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。破産法151条が財団債権の優先的取扱いを定める。
- エ：この記述の評価理由は「原則は逆である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「原則として破産債権に先立って弁済される」という記述に対応する。破産法151条が財団債権の優先的取扱いを定める。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0108 資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：標準

論点：破産手続開始時に、破産債権者が破産者に対して債務も負っている場合の相殺について、原則として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「破産法上の相殺要件を満たすかで判断する。」

- ア：対応する記述：破産法の要件・制限の範囲内で、破産手続によらず相殺できる場合がある
- イ：対応する記述：相殺は担保権者にしか認められない
- ウ：対応する記述：破産開始後は相殺という制度が全面的に禁止される
- エ：対応する記述：破産者の同意がなければ法律上絶対に相殺できない

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「破産法67条は開始時に相互債務がある場合の相殺権を定める。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「担保権の有無とは別の制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「一定の相殺権が認められている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。破産法上の相殺要件を満たすかで判断する。

総合解説：提示された評価理由は「破産者の同意がなければ法律上絶対に相殺できない」という記述に対応する。破産法上の相殺要件を満たすかで判断する。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0109

資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：応用

論点：債務超過企業の再建可能性を検討する際の法的整理手続の選択に関する説明として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「対象・機関・担保権の扱いなどが異なる。」

ア：対応する記述：どの企業でも破産と会社更生は完全に同一の効果を持つ

イ：対応する記述：株式会社以外の法人は民事再生を利用できない

ウ：対応する記述：破産は主として清算、民事再生・会社更生は再建を目指す手続であり、企業形態や事業継続可能性等を踏まえて選択する

エ：対応する記述：会社更生は裁判所が関与しない私的整理である

答え・解説

正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。対象・機関・担保権の扱いなどが異なる。

イ：この記述の評価理由は「民事再生は株式会社だけに限定されない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「各制度の目的と対象が異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「会社更生は裁判上の法的整理である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「どの企業でも破産と会社更生は完全に同一の効果を持つ」という記述に対応する。対象・機関・担保権の扱いなどが異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0110

資本市場・倒産・事業再生 > 倒産法制・債権回収 | 難易度：応用

論点：倒産時の債権回収について、一般債権者と抵当権者の違いを踏まえた説明として最も適切なものはどれか。答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「担保の有無は倒産時の回収順位・方法に大きく影響する。」

ア：対応する記述：抵当権者は破産開始により無担保債権者より常に劣後する

イ：対応する記述：一般の破産債権者は配当による回収が中心となる一方、抵当権者は別除権として担保目的物からの優先回収を図れる場合がある

ウ：対応する記述：一般債権者は裁判手続を無視して会社財産を自由に持ち去れる

エ：対応する記述：一般債権者も抵当権者も必ず債権全額を同日に回収できる

答え・解説

正答：イ

ア：この記述の評価理由は「一般には担保権に基づく優先回収が可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。担保の有無は倒産時の回収順位・方法に大きく影響する。

ウ：この記述の評価理由は「個別回収は破産手続の制約を受ける。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：この記述の評価理由は「倒産時に全額回収が保証されるわけではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「一般の破産債権者は配当による回収が中心となる一方、抵当権者は別除権として担保目的物からの優先回収を図れる場合がある」という記述に対応する。担保の有無は倒産時の回収順位・方法に大きく影響する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0111 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：基礎

論点：私的整理の基本的な特徴として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「これは私的整理の一般的特徴ではない。」

- ア：対応する記述：裁判所の法的倒産手続によらず、債務者と対象債権者の協議・合意により債務調整や再生を図る
- イ：対応する記述：法律上すべての債権者の権利が自動停止する制度である
- ウ：対応する記述：裁判所が多数決で反対債権者にも当然に計画を強制する手続である
- エ：対応する記述：必ず会社を清算し事業を廃止する制度である

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「私的整理は当事者間の合意を基礎とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「法的整理のような包括的な強制力は原則ない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。これは私的整理の一般的特徴ではない。
 - エ：この記述の評価理由は「再生型の私的整理もある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- 総合解説：提示された評価理由は「裁判所が多数決で反対債権者にも当然に計画を強制する手続である」という記述に対応する。これは私的整理の一般的特徴ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0112 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：基礎

論点：事業再生ADR制度の説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「経済産業省が示す制度概要に合致する。」

- ア：対応する記述：株式公開を義務付ける証券市場制度である
- イ：対応する記述：裁判所が破産管財人を選任して必ず清算する制度である
- ウ：対応する記述：税務署だけが利用できる行政不服申立制度である
- エ：対応する記述：経済産業大臣の認定を受けた公正・中立な第三者が関与し、法的整理によらず債権者の協力を得て事業再生を図る制度である

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「資本市場の上場制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - イ：この記述の評価理由は「事業再生ADRは法的整理外の再生手続である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - ウ：この記述の評価理由は「企業の事業再生を対象とする制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
 - エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。経済産業省が示す制度概要に合致する。
- 総合解説：提示された評価理由は「経済産業大臣の認定を受けた公正・中立な第三者が関与し、法的整理によらず債権者の協力を得て事業再生を図る制度である」という記述に対応する。経済産業省が示す制度概要に合致する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0113 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：基礎

論点：中小企業活性化協議会の再生支援について最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「収益力改善・再生・再チャレンジ等を支援する。」

- ア：対応する記述：黒字企業の税務申告だけを代行する機関である
- イ：対応する記述：企業の株価を保証する投資者保護基金である
- ウ：対応する記述：金融機関等の債権者との間に立って再生計画の合意形成を支援し、成立後のモニタリング等も行う
- エ：対応する記述：裁判所に代わって破産宣告を行う司法機関である

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。収益力改善・再生・再チャレンジ等を支援する。
イ：この記述の評価理由は「そのような機能ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「中小企業庁の再生支援の説明に合致する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「司法機関ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「黒字企業の税務申告だけを代行する機関である」という記述に対応する。収益力改善・再生・再チャレンジ等を支援する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0114 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：標準

論点：「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の私的整理手続に関する説明として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「廃業型私的整理手続もある。」

- ア：対応する記述：事業の継続を目指す再生型だけでなく、円滑な廃業を目指す廃業型の私的整理手続も定めている
- イ：対応する記述：再生型しかなく廃業支援は対象外である
- ウ：対応する記述：裁判所による破産手続だけを説明したガイドラインである
- エ：対応する記述：対象企業が債務を全額即時返済できることが唯一の要件である

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「ガイドラインは再生型と廃業型の双方を整備している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。廃業型私的整理手続もある。
ウ：この記述の評価理由は「中小企業版私的整理手続を定める。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「過大債務等の中小企業を想定した制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「再生型しかなく廃業支援は対象外である」という記述に対応する。廃業型私的整理手続もある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0115 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：標準

論点：私的整理で債権カットを実現する際に、法的整理と比べて特に重要となる点はどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「私的整理は合意を基礎とするため、強制的な権利変更とは異なる。」

- ア：対応する記述：債権者へ一切情報を開示せず計画を決めること
- イ：対応する記述：反対債権者の意思にかかわらず経営者が一方的に債権を消滅させること
- ウ：対応する記述：対象債権者の同意を得るため、計画の必要性・公平性・実現可能性について十分な説明と合意形成を行うこと
- エ：対応する記述：返済可能性を検討せず債務免除額だけ最大化すること

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「合意形成には必要な情報提供が不可欠である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「私的整理では一方的な強制はできない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。私的整理は合意を基礎とするため、強制的な権利変更とは異なる。
エ：この記述の評価理由は「再生計画の実現可能性・経済合理性等が重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「対象債権者の同意を得るため、計画の必要性・公平性・実現可能性について十分な説明と合意形成を行うこと」という記述に対応する。私的整理は合意を基礎とするため、強制的な権利変更とは異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0116 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：標準

論点：資金繰りに窮した中小企業が私的整理による再生計画を策定するため、対象金融債権者に元本返済等の一時停止を求める場面について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「私的整理にそのような包括的強制力はない。」

- ア：対応する記述：一時停止は再生計画策定の時間を確保するために用いられることがあるが、対象債権者との手続・合意に基づいて進める必要がある
- イ：対応する記述：一時停止を求めた時点で会社は当然に解散する
- ウ：対応する記述：一時停止中は経営改善計画を作ってはならない
- エ：対応する記述：申出をした瞬間に法律上すべての世界中の債権者が自動的に強制停止される

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「私的整理では一時停止も合意・ガイドライン手続に従って扱われる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「一時停止は再生計画策定のためにも用いられる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「むしろ計画策定の時間確保が目的となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。私的整理にそのような包括的強制力はない。
総合解説：提示された評価理由は「申出をした瞬間に法律上すべての世界中の債権者が自動的に強制停止される」という記述に対応する。私的整理にそのような包括的強制力はない。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0117 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：標準

論点：事業再生でいうリスケジュールの説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「債権放棄とは異なり返済条件の変更が中心である。」

- ア：対応する記述：返済期限の延長や返済額の猶予・見直しなど、債務の返済条件を変更して資金繰りを改善する手法である
- イ：対応する記述：企業の商号を変更するだけの手続である
- ウ：対応する記述：必ず元本債権を法的に全額消滅させること
- エ：対応する記述：株主にだけ配当を増やすこと

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。債権放棄とは異なり返済条件の変更が中心である。
イ：この記述の評価理由は「返済条件の変更が中心である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「債権放棄と同義ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「資金繰り改善のための金融支援とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「返済期限の延長や返済額の猶予・見直しなど、債務の返済条件を変更して資金繰りを改善する手法である」という記述に対応する。債権放棄とは異なり返済条件の変更が中心である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0118 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：標準

論点：事業再生支援で「早期着手」が重視される理由として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「収益力改善などより早期の支援もある。」

- ア：対応する記述：業績悪化を金融機関に隠し続けるほど再生可能性が必ず高まるから
- イ：対応する記述：再生支援は債務超過が確定した後しか利用できないから
- ウ：対応する記述：倒産直前まで何もしないことが法律上義務だから
- エ：対応する記述：資金繰りや事業価値が極端に悪化する前に対応するほど、改善策・金融支援・事業承継等の選択肢を確保しやすいから

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「情報遮断は適切な支援を遅らせる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。収益力改善などより早期の支援もある。
ウ：この記述の評価理由は「そのような義務はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「2026年の中小企業庁の見直しでも早期着手・予兆管理が重視されている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「再生支援は債務超過が確定した後しか利用できないから」という記述に対応する。収益力改善などより早期の支援もある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0119 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：応用

論点：取引先に知られにくい形で再生を進めたいが、一部債権者が計画に強く反対している企業について、私的整理と法的整理の比較として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「私的整理の権利変更は合意が基本である。」

- ア：対応する記述：私的整理を一度検討すると法的整理へは絶対に移行できない
- イ：対応する記述：法的整理は裁判所が関与しないため私的整理より非公式である
- ウ：対応する記述：私的整理なら反対債権者の債権も経営者の意思だけで必ずカットできる
- エ：対応する記述：私的整理は柔軟で公表範囲を抑えやすい反面、反対債権者への強制力に限界があり、必要に応じ法的整理への移行も検討する

答え・解説 正答：ウ

- ア：この記述の評価理由は「状況に応じて法的整理への移行が検討され得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「法的整理は裁判所が関与する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。私的整理の権利変更は合意が基本である。
- エ：この記述の評価理由は「両者には合意性・公開性・強制力などのトレードオフがある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「私的整理なら反対債権者の債権も経営者の意思だけで必ずカットできる」という記述に対応する。私的整理の権利変更は合意が基本である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0120 資本市場・倒産・事業再生 > 事業再生・私的整理 | 難易度：応用

論点：債権者に金融支援を求める事業再生計画の評価として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「金融支援には実現可能性と経済合理性の説明が不可欠である。」

- ア：対応する記述：経営改善策を示さず債権放棄額だけ決めればよい
- イ：対応する記述：債権者ごとの取扱いの公平性は一切考慮しなくてよい
- ウ：対応する記述：根拠のない急成長だけを前提にすれば十分である
- エ：対応する記述：売上・利益・資金繰りの前提に合理性があり、実行施策、債務弁済可能性、債権者間の公平性等を検証できる計画であることが重要である

答え・解説 正答：エ

- ア：この記述の評価理由は「再生可能性を裏付ける事業・財務施策が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- イ：この記述の評価理由は「私的整理では債権者間の公平性が重要な論点となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- ウ：この記述の評価理由は「計画数値には合理的根拠が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
- エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。金融支援には実現可能性と経済合理性の説明が不可欠である。

総合解説：提示された評価理由は「売上・利益・資金繰りの前提に合理性があり、実行施策、債務弁済可能性、債権者間の公平性等を検証できる計画であることが重要である」という記述に対応する。金融支援には実現可能性と経済合理性の説明が不可欠である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0121 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：基礎

論点：独占禁止法の目的として最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「企業規模の均一化が法目的ではない。」

- ア：対応する記述：すべての企業を同一規模にすること
- イ：対応する記述：市場での競争そのものを禁止すること
- ウ：対応する記述：公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進する
- エ：対応する記述：赤字企業の利益を国が保証すること

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。企業規模の均一化が法目的ではない。
イ：この記述の評価理由は「競争を促進する法律である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「独占禁止法1条の趣旨である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「利益保証制度ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「すべての企業を同一規模にすること」という記述に対応する。企業規模の均一化が法目的ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0122 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：基礎

論点：競合する事業者同士が販売価格を共同で決め、市場競争を実質的に制限する行為として最も典型的なものはどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「価格を共同で決定・維持・引上げる不当な取引制限の典型である。」

- ア：対応する記述：消費者が複数店舗の価格を比較する行為
- イ：対応する記述：価格カルテル
- ウ：対応する記述：企業が独自に原価低減を行うこと
- エ：対応する記述：単独企業による合法的な新製品開発

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「競争を利用する消費者行動である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。価格を共同で決定・維持・引上げる不当な取引制限の典型である。
ウ：この記述の評価理由は「単独の効率化はカルテルではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「競争者間の共同制限ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「価格カルテル」という記述に対応する。価格を共同で決定・維持・引上げる不当な取引制限の典型である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0123

その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：基礎

論点：入札参加者が事前に受注予定者や入札価格を話し合っ

- ア：対応する記述：入札談合
- イ：対応する記述：品質保証
- ウ：対応する記述：共同研究開発
- エ：対応する記述：企業結合審査

答え・解説

正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「入札における競争を事前調整で形骸化させる行為である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「製品品質を確保する活動である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。内容によって適法性判断は必要だが、受注予定者の事前決定とは異なる。
エ：この記述の評価理由は「合併等の競争影響を審査する制度である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「共同研究開発」という記述に対応する。内容によって適法性判断は必要だが、受注予定者の事前決定とは異なる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0124

その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：標準

論点：独占禁止法上の私的独占の説明として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「市場シェアだけで自動的に私的独占が成立するわけではない。」

- ア：対応する記述：消費者が一社の商品を好んで買う行為である
- イ：対応する記述：事業者が単独または共同して他の事業者の事業活動を排除・支配することにより、一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為である
- ウ：対応する記述：競争者と共同で価格を決める行為だけを意味する
- エ：対応する記述：市場占有率が少し高いだけで、行為内容に関係なく直ちに違法になる

答え・解説

正答：エ

ア：この記述の評価理由は「事業者による排除・支配行為ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「排除型と支配型がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「それはカルテル型の不当な取引制限と区別される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。市場シェアだけで自動的に私的独占が成立するわけではない。
総合解説：提示された評価理由は「市場占有率が少し高いだけで、行為内容に関係なく直ちに違法になる」という記述に対応する。市場シェアだけで自動的に私的独占が成立するわけではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0125 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：標準

論点：独占禁止法上の「不公正な取引方法」に関する説明として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「JFTCIはこれらを代表例として示している。」

- ア：対応する記述：取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用などが規制対象となり得る
- イ：対応する記述：刑法上の犯罪だけを対象とし、取引条件は対象外である
- ウ：対応する記述：契約書に書いてあればどのような取引条件も必ず適法になる
- エ：対応する記述：カルテルだけが唯一の不公正な取引方法である

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。JFTCIはこれらを代表例として示している。
イ：この記述の評価理由は「競争秩序を害する取引方法を規制する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「契約条項であっても競争法上違法となり得る。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「不公正な取引方法には多様な類型がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用などが規制対象となり得る」という記述に対応する。JFTCIはこれらを代表例として示している。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0126 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：標準

論点：メーカーが独立した小売店に対し、自社商品の販売価格を指定し、その価格を守らせる行為について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「単なる希望価格表示と拘束は区別される。」

- ア：対応する記述：再販売価格の拘束として、不公正な取引方法に該当し得る
- イ：対応する記述：メーカーが希望小売価格を拘束力なく参考表示するだけでも必ず同じ違反になる
- ウ：対応する記述：小売店が自ら販売価格を決めることが独禁法違反になる
- エ：対応する記述：再販売価格の拘束は競争法と無関係で常に自由である

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「独立した流通業者の価格決定を拘束する行為は競争上問題となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。単なる希望価格表示と拘束は区別される。
ウ：この記述の評価理由は「独立事業者の自主的な価格決定は競争の基本である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「独禁法上の代表的規制対象である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「メーカーが希望小売価格を拘束力なく参考表示するだけでも必ず同じ違反になる」という記述に対応する。単なる希望価格表示と拘束は区別される。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0127 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：標準

論点：大手小売業者が、取引依存度の高い納入業者に対し、正当な理由なく不要な商品の購入や協賛金負担を強いる行為について最も問題となる規制はどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「取引上優越した地位を利用して相手方に不当に不利益を与える行為である。」

- ア：対応する記述：株主平等原則
- イ：対応する記述：知的財産権の先願主義
- ウ：対応する記述：優越的地位の濫用
- エ：対応する記述：有価証券報告書の提出義務

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「会社法上の株主取扱いの問題ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「知財出願の順位に関する問題ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。取引上優越した地位を利用して相手方に不当に不利益を与える行為である。
エ：この記述の評価理由は「証券開示の問題ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「優越的地位の濫用」という記述に対応する。取引上優越した地位を利用して相手方に不当に不利益を与える行為である。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0128 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：標準

論点：独占禁止法上の企業結合規制について最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「事業者の株式取得・合併等が中心である。」

- ア：対応する記述：合併は会社法上可能であれば独禁法上は一切審査されない
- イ：対応する記述：株式取得や合併等が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には規制対象となり得る
- ウ：対応する記述：市場シェアが1%でも必ず企業結合は禁止される
- エ：対応する記述：企業結合規制は個人間の相続だけを対象とする

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「会社法と競争法は別の観点から適用される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「企業結合による競争制限を防ぐ趣旨である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「競争への影響を総合的に評価する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。事業者の株式取得・合併等が中心である。
総合解説：提示された評価理由は「企業結合規制は個人間の相続だけを対象とする」という記述に対応する。事業者の株式取得・合併等が中心である。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0129 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：応用

論点：日本企業同士が海外市場向け取引について国際契約を締結する場合の独占禁止法との関係として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「言語だけで適用が排除されない。」

- ア：対応する記述：契約書が英語なら日本の独占禁止法は常に適用されない
- イ：対応する記述：国際契約では価格カルテルも必ず適法になる
- ウ：対応する記述：海外取引に関する契約は競争法の検討が一切不要である
- エ：対応する記述：国際契約という形式であっても、不当な取引制限や不公正な取引方法に該当する内容は独占禁止法上問題となり得る

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。言語だけで適用が排除されない。
イ：この記述の評価理由は「国際契約を利用して違法な競争制限を正当化できない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「国際取引でも競争制限性の検討が必要となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「独禁法6条は特定の国際的協定・契約も規制対象とする。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「契約書が英語なら日本の独占禁止法は常に適用されない」という記述に対応する。言語だけで適用が排除されない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0130 その他企業法務 > 独占禁止法・競争法 | 難易度：応用

論点：競合企業数社が「業界安定化」を理由に最低販売価格を共同設定した事例の評価として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「業界安定化」という名目だけでは競争制限行為を正当化できない。」

- ア：対応する記述：合意書に「カルテルではない」と書けば必ず適法になる
- イ：対応する記述：名称や目的の表現にかかわらず、競争者間で価格を共同拘束し競争を実質的に制限すれば価格カルテルとして問題となる
- ウ：対応する記述：最低価格の共同設定は値上げではないので競争法と無関係である
- エ：対応する記述：参加企業が中小企業なら独禁法は一切適用されない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「実質的な行為内容で評価される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。「業界安定化」という名目だけでは競争制限行為を正当化できない。
ウ：この記述の評価理由は「最低価格の共同設定も価格競争を制限する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「企業規模だけで一律に適用除外とはならない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「名称や目的の表現にかかわらず、競争者間で価格を共同拘束し競争を実質的に制限すれば価格カルテルとして問題となる」という記述に対応する。「業界安定化」という名目だけでは競争制限行為を正当化できない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0131 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：基礎

論点：個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合の原則として最も適切なものはどれか。次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「原則として本人同意が必要である。」

- ア：対応する記述：社内の担当者が口頭で承認すれば法的要件をすべて満たす
- イ：対応する記述：第三者提供は法律上全面的に禁止されている
- ウ：対応する記述：本人の同意はどのような場合も一切不要である
- エ：対応する記述：法定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「本人同意等の法定要件を満たす必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「本人同意や法定例外等により提供可能な場合がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。原則として本人同意が必要である。
エ：この記述の評価理由は「個人情報保護法27条1項の原則である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「本人の同意はどのような場合も一切不要である」という記述に対応する。原則として本人同意が必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0132 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：基礎

論点：個人データの取扱いを外部業者に委託する場合の説明として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「委託先は法27条5項の第三者に該当しない扱いだが監督義務がある。」

- ア：対応する記述：委託先は常に本人と同一人物とみなされる
- イ：対応する記述：個人データの委託は法律上絶対に禁止されている
- ウ：対応する記述：委託であれば安全管理や監督は一切不要になる
- エ：対応する記述：利用目的の達成に必要な範囲の委託に伴う提供は、一定の要件の下で第三者提供に当たらないが、委託先の監督が必要である

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「第三者提供規制上の特則であり本人になるわけではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「適切な委託は可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「委託先監督が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。委託先は法27条5項の第三者に該当しない扱いだが監督義務がある。
総合解説：提示された評価理由は「利用目的の達成に必要な範囲の委託に伴う提供は、一定の要件の下で第三者提供に当たらないが、委託先の監督が必要である」という記述に対応する。委託先は法27条5項の第三者に該当しない扱いだが監督義務がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0133 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：基礎

論点：合併や事業譲渡等の事業承継に伴い個人データが提供される場合について、原則として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「そのような一般ルールではない。」

- ア：対応する記述：個人データを引き継ぐと事業譲渡そのものが無効になる
- イ：対応する記述：事業承継では個人データを一切引き継げない
- ウ：対応する記述：事業承継後は従前の利用目的を無視して自由に利用できる
- エ：対応する記述：個人情報保護法上、一定の事業承継に伴う提供は第三者提供に当たらない扱いとなる

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。そのような一般ルールではない。
イ：この記述の評価理由は「一定の条件で引継ぎ可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「承継後も利用目的の範囲等の規律を受ける。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「法27条5項は事業承継に伴う提供について特則を置く。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「個人データを引き継ぐと事業譲渡そのものが無効になる」という記述に対応する。そのような一般ルールではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0134 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：標準

論点：顧客の個人データを扱う企業の安全管理措置として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「単一対策だけで十分とは限らない。」

- ア：対応する記述：退職者のアカウントを恒久的に有効にしておく
- イ：対応する記述：パスワードを設定したら他の管理措置は一切不要である
- ウ：対応する記述：組織的・人的・物理的・技術的な観点から、漏えい等を防止するため必要かつ適切な措置を講じる
- エ：対応する記述：漏えいが発生するまではアクセス権限管理を行わない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「不要なアクセス権は削除・見直すべきである。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。単一対策だけで十分とは限らない。
ウ：この記述の評価理由は「個人データの安全管理は複数面から継続的に実施する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「予防的な安全管理が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「パスワードを設定したら他の管理措置は一切不要である」という記述に対応する。単一対策だけで十分とは限らない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0135 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：標準

論点：個人データの漏えい等が発生し、個人情報保護法施行規則が定める報告対象事態に該当する場合の対応として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「一定の重大な漏えい等では報告・本人通知が必要となる。」

- ア：対応する記述：企業イメージを守るため事実を必ず隠蔽する
- イ：対応する記述：本人への通知は法律上どのような場合も禁止されている
- ウ：対応する記述：個人情報保護委員会への報告と本人への通知等、法令・ガイドラインに従った対応を行う
- エ：対応する記述：漏えいした件数にかかわらず調査を一切しない

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「法定報告・通知義務に反する可能性がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「報告対象事態では本人通知が原則必要となる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。一定の重大な漏えい等では報告・本人通知が必要となる。
エ：この記述の評価理由は「事実確認・原因分析・再発防止等が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「個人情報保護委員会への報告と本人への通知等、法令・ガイドラインに従った対応を行う」という記述に対応する。一定の重大な漏えい等では報告・本人通知が必要となる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0136 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：標準

論点：2026年9月3日時点の公益通報者保護制度における民間事業者の内部公益通報対応体制について最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「300人超の事業者には義務がある。」

- ア：対応する記述：体制整備義務は上場会社だけに限定される
- イ：対応する記述：常時使用する労働者が300人を超える事業者には体制整備等が義務付けられ、300人以下の事業者には努力義務がある
- ウ：対応する記述：300人以下の事業者は公益通報者保護法のすべての規定から除外される
- エ：対応する記述：すべての事業者で従業員数に関係なく体制整備義務は存在しない

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「上場の有無ではなく常時使用労働者数等で判断する。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「現行法11条と指針の基本である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「体制整備等が努力義務になるだけで、法全体の適用除外ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。300人超の事業者には義務がある。
総合解説：提示された評価理由は「すべての事業者で従業員数に関係なく体制整備義務は存在しない」という記述に対応する。300人超の事業者には義務がある。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0137 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：標準

論点：労働契約締結時の労働条件明示について最も適切なものはどれか。 次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「労働基準法15条等に基づく基本ルールである。」

- ア：対応する記述：使用者は賃金、労働時間その他の法定事項を明示し、一定の重要事項は書面等で明示する必要がある
- イ：対応する記述：労働者が希望しても電子メール等による明示は一切認められない
- ウ：対応する記述：賃金や労働時間は明示対象ではない
- エ：対応する記述：労働条件は採用後に口頭で好きな時に伝えればよい

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。労働基準法15条等に基づく基本ルールである。
イ：この記述の評価理由は「要件の下で電子的方法による明示が可能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「代表的な明示事項である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「締結時に法定事項を明示する必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「使用者は賃金、労働時間その他の法定事項を明示し、一定の重要事項は書面等で明示する必要がある」という記述に対応する。労働基準法15条等に基づく基本ルールである。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0138 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：標準

論点：期間の定めのない労働契約における解雇について、労働契約法の原則として最も適切なものはどれか。 学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「就業規則があっても解雇権濫用法理の適用を受ける。」

- ア：対応する記述：客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は権利濫用として無効となる
- イ：対応する記述：就業規則があれば労働契約法16条は一切適用されない
- ウ：対応する記述：使用者が「気に入らない」と思えば理由なく常に有効に解雇できる
- エ：対応する記述：解雇は日本法上どのような場合も絶対に認められない

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「労働契約法16条の解雇権濫用法理である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。就業規則があっても解雇権濫用法理の適用を受ける。
ウ：この記述の評価理由は「合理性・相当性が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「適法な解雇が認められる場合はある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「就業規則があれば労働契約法16条は一切適用されない」という記述に対応する。就業規則があっても解雇権濫用法理の適用を受ける。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0139 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：応用

論点：企業のコンプライアンス体制を設計する際の考え方として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「継続的な見直しが必要である。」

- ア：対応する記述：違反の情報は経営層に届かないよう遮断する
- イ：対応する記述：法令・社内規程の遵守だけでなく、リスクの把握、教育、相談・通報窓口、調査、是正、再発防止まで継続的に運用する
- ウ：対応する記述：規程を一度作成すれば法改正や運用状況を二度と確認しなくてよい
- エ：対応する記述：個人情報・労働・競争法など部門横断リスクを無視してよい

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「早期発見・是正のため適切なエスカレーションが必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「コンプライアンスは制度を置くだけでなく実効的な運用が重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。継続的な見直しが必要である。
エ：この記述の評価理由は「企業活動には複数法領域が重なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「規程を一度作成すれば法改正や運用状況を二度と確認しなくてよい」という記述に対応する。継続的な見直しが必要である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0140 その他企業法務 > 個人情報・コンプライアンス・労働関連法 | 難易度：応用

論点：2026年9月3日に公益通報者保護法の現行ルールを確認する際、令和7年改正法（令和7年法律第62号）の扱いとして最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「消費者庁は現行指針と12月1日施行の改正後指針を分けて掲載している。」

- ア：対応する記述：公布済みなので2026年9月3日時点ですべての改正規定が既に施行済みとみなす
- イ：対応する記述：将来施行の改正法は存在しないものとして情報収集から完全に除外する
- ウ：対応する記述：施行日は企業が自由に決められる
- エ：対応する記述：改正法は2026年12月1日施行予定なので、9月3日時点の現行法と将来施行ルールを明確に区別する

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「公布と施行は異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「将来対応の準備には確認する価値があるが、現行法と混同してはならない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「法律で定められた施行日に従う。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。消費者庁は現行指針と12月1日施行の改正後指針を分けて掲載している。
総合解説：提示された評価理由は「改正法は2026年12月1日施行予定なので、9月3日時点の現行法と将来施行ルールを明確に区別する」という記述に対応する。消費者庁は現行指針と12月1日施行の改正後指針を分けて掲載している。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0141 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：基礎

論点：国際契約の準拠法について、法の適用に関する通則法の原則として最も適切なものはどれか。
次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「契約言語と準拠法は別である。」

- ア：対応する記述：契約書が英語なら必ず英国法になる
- イ：対応する記述：準拠法という概念は国際契約には存在しない
- ウ：対応する記述：日本企業が一社でも関与すれば必ず日本法しか選べない
- エ：対応する記述：法律行為の成立・効力は、原則として当事者が法律行為の当時に選択した地の法による

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。契約言語と準拠法は別である。
イ：この記述の評価理由は「国際私法上の重要論点である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「当事者による準拠法選択が原則認められる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「通則法7条は当事者自治を認める。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「契約書が英語なら必ず英国法になる」という記述に対応する。契約言語と準拠法は別である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0142 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：基礎

論点：国際契約で当事者が準拠法を選択していない場合の通則法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「通則法8条が最密接関係地法を基本とする。」

- ア：対応する記述：必ず契約書を作成した紙の製造国の法による
- イ：対応する記述：法律行為の当時に最も密接な関係がある地の法による
- ウ：対応する記述：常に原告の国籍国法による
- エ：対応する記述：準拠法が選ばれていなければ契約は当然に無効になる

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「そのような基準はない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。通則法8条が最密接関係地法を基本とする。
ウ：この記述の評価理由は「一律に原告の国籍で決まらない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「法が客観的連結基準を定める。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「法律行為の当時に最も密接な関係がある地の法による」という記述に対応する。通則法8条が最密接関係地法を基本とする。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0143 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：基礎

論点：英文契約のGoverning Law条項とJurisdiction条項の関係として最も適切なものはどれか。
学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「紛争解決の裁判管轄に関する用語である。」

ア：対応する記述：Governing Lawを決めれば裁判管轄は常に自動的に同一国へ確定する

イ：対応する記述：どちらも契約価格を決める同じ条項である

ウ：対応する記述：Jurisdictionは商品の引渡条件だけを意味する

エ：対応する記述：前者は適用する実体法を、後者は紛争を扱う裁判所等を主に定めるため、別の論点として設計する

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「準拠法と管轄は別途検討すべきである。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「価格条項とは異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。紛争解決の裁判管轄に関する用語である。

エ：この記述の評価理由は「準拠法と裁判管轄は機能が異なる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「Jurisdictionは商品の引渡条件だけを意味する」という記述に対応する。紛争解決の裁判管轄に関する用語である。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0144 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：標準

論点：CISGにおける契約の成立・方式に関する説明として最も適切なものはどれか。次の診断理由に対応する判断はどれか。「CISGは契約成立に公証人認証を一般要件としていない。」

ア：対応する記述：CISGでは物品の所有権移転登記が完了した時だけ契約が成立する

イ：対応する記述：CISGの下では口頭による合意は例外なく無効である

ウ：対応する記述：CISGは申込みと承諾による契約成立を規律し、原則として書面など特定の方式を要求しない

エ：対応する記述：CISGでは国際物品売買契約の成立に必ず公証人の認証が必要である

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「所有権移転の物権的効果はCISGの中心的規律対象ではなく、契約成立要件でもない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

イ：この記述の評価理由は「CISGは原則として書面を必須としないため、一律無効ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

ウ：この記述の評価理由は「CISG第2部は申込みと承諾による契約成立を規律し、条約は原則として方式自由を採る。ただし締約国の宣言による例外には注意が必要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。CISGは契約成立に公証人認証を一般要件としていない。

総合解説：提示された評価理由は「CISGでは国際物品売買契約の成立に必ず公証人の認証が必要である」という記述に対応する。CISGは契約成立に公証人認証を一般要件としていない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0145 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：標準

論点：CISG上、国際物品売買契約の一方当事者に契約違反があった場合の救済に関する説明として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「CISGは履行請求、損害賠償等の救済を定め、fundamental breach（重大な契約違反）の場合にはavoidanceが認められ得る。」

- ア：対応する記述：被害を受けた当事者は、要件に応じて履行請求や損害賠償を求め、重大な契約違反では契約解除（avoidance）が問題となり得る
- イ：対応する記述：契約違反があっても損害賠償を請求できる場合は一切ない
- ウ：対応する記述：契約違反があれば程度に関係なく契約は自動的に消滅する
- エ：対応する記述：CISGは売主・買主の義務だけを定め、違反時の救済は何も定めていない

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。CISGは履行請求、損害賠償等の救済を定め、fundamental breach（重大な契約違反）の場合にはavoidanceが認められ得る。
イ：この記述の評価理由は「CISGは損害賠償を含む救済を定めている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「契約違反があっても自動的に契約が消滅するわけではなく、解除には条約上の要件がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「CISGは違反時の救済についても規律している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「被害を受けた当事者は、要件に応じて履行請求や損害賠償を求め、重大な契約違反では契約解除（avoidance）が問題となり得る」という記述に対応する。CISGは履行請求、損害賠償等の救済を定め、fundamental breach（重大な契約違反）の場合にはavoidanceが認められ得る。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0146 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：標準

論点：Incoterms® 2020の主な役割として最も適切なものはどれか。 次の評価理由を読んで、その理由が直接評価している記述を選べ。「Incotermsは所有権そのものを包括的に決定する規則ではない。」

- ア：対応する記述：国際裁判所の専属管轄を自動的に決める
- イ：対応する記述：売買契約の所有権移転時期を世界共通で必ず決定する
- ウ：対応する記述：物品の引渡しに関する売主・買主の義務、費用、危険の分担を標準的な貿易条件として明確化する
- エ：対応する記述：すべての国の税率を統一する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「裁判管轄条項の代替ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。Incotermsは所有権そのものを包括的に決定する規則ではない。
ウ：この記述の評価理由は「ICCが定める11の貿易条件の中心機能である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「税法統一規則ではない。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「売買契約の所有権移転時期を世界共通で必ず決定する」という記述に対応する。Incotermsは所有権そのものを包括的に決定する規則ではない。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0147 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：標準

論点：Incoterms® 2020について最も適切なものはどれか。次の根拠と最も直接対応する記述はどれか。「ICC公式説明に合致する。」

- ア：対応する記述：国連が制定した強行法であり、当事者の合意がなくても世界中の契約に自動適用される
- イ：対応する記述：国内取引には一切利用できない
- ウ：対応する記述：ICCが公表した11の3文字の貿易条件から構成され、2020年1月1日に発効した現行版である
- エ：対応する記述：2020年版にはFOBやCIFは存在しない

答え・解説 正答：ウ

ア：この記述の評価理由は「ICCの契約ルールであり、契約への取り込みが重要である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「ICCは国内・国際の売買契約で利用されるルールとしている。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：提示された評価理由が直接対応する記述である。ICC公式説明に合致する。
エ：この記述の評価理由は「FOB、CIF等も含まれる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
総合解説：提示された評価理由は「ICCが公表した11の3文字の貿易条件から構成され、2020年1月1日に発効した現行版である」という記述に対応する。ICC公式説明に合致する。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0148 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：標準

論点：日本法の施行期日について、法の適用に関する通則法2条の原則として最も適切なものはどれか。学習メモには次の解説がある。この解説の対象となる記述を選べ。「法令で定められる。」

- ア：対応する記述：すべての法律は公布から必ず1年後に施行される
- イ：対応する記述：すべての法律は国会で可決された瞬間に施行される
- ウ：対応する記述：法律は、別段の施行期日の定めがなければ、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する
- エ：対応する記述：施行日は各企業が任意に選択できる

答え・解説 正答：エ

ア：この記述の評価理由は「原則は20日経過後で、別段の定めがあればそれに従う。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：この記述の評価理由は「成立・公布・施行は区別される。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「通則法2条の原則である。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：提示された評価理由が直接対応する記述である。法令で定められる。
総合解説：提示された評価理由は「施行日は各企業が任意に選択できる」という記述に対応する。法令で定められる。この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0149 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：応用

論点：日本企業Aが海外企業Bと国際物品売買契約を締結する際の契約設計として最も適切なものはどれか。 次の診断理由に対応する判断はどれか。「Incotermsの対象範囲を超える。」

ア：対応する記述：Incotermsを1つ書けば準拋法・裁判管轄・代金支払条件もすべて自動確定すると考える
イ：対応する記述：準拋法、CISGの適用・排除の扱い、Incoterms条件、代金支払、紛争解決などを相互に矛盾しないよう明示する
ウ：対応する記述：準拋法条項と紛争解決条項は互いに矛盾していても検討不要とする
エ：対応する記述：契約書が英語ならCISGは必ず適用され、排除できないと考える

答え・解説 正答：ア

ア：提示された評価理由が直接対応する記述である。Incotermsの対象範囲を超える。
イ：この記述の評価理由は「国際契約では複数の法的・商務的ルールの間係を整理する必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
ウ：この記述の評価理由は「紛争時の予見可能性を損なう。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「契約言語だけで適用は決まらず、CISGは当事者自治を認める。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「Incotermsを1つ書けば準拋法・裁判管轄・代金支払条件もすべて自動確定すると考える」という記述に対応する。Incotermsの対象範囲を超える。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03

0150 その他企業法務 > 英文契約・国際法務・法改正対応 | 難易度：応用

論点：2026年9月3日を基準日として資格試験問題や社内法務資料を作成する際の法改正対応として最も適切なものはどれか。 答案の根拠として次の説明を用いる場合、直接支える又は誤りを指摘する対象の記述はどれか。「基準日時点で効力を持つ法令を特定することが基本である。」

ア：対応する記述：施行日が異なる複数の改正をすべて同じ日に効力発生したものとして扱う
イ：対応する記述：公布済みでも未施行の改正は現行法と区別し、施行日・経過措置・問題の基準日を確認したうえで記述する
ウ：対応する記述：公布された改正は施行日前でも現行法として扱う
エ：対応する記述：改正法の存在を確認せず、数年前の解説だけで断定する

答え・解説 正答：イ

ア：この記述の評価理由は「各改正の施行日・経過措置を個別に確認する必要がある。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
イ：提示された評価理由が直接対応する記述である。基準日時点で効力を持つ法令を特定することが基本である。
ウ：この記述の評価理由は「公布と施行を混同している。」であり、提示された評価理由とは対応しない。
エ：この記述の評価理由は「法改正の見落としにつながる。」であり、提示された評価理由とは対応しない。

総合解説：提示された評価理由は「公布済みでも未施行の改正は現行法と区別し、施行日・経過措置・問題の基準日を確認したうえで記述する」という記述に対応する。基準日時点で効力を持つ法令を特定することが基本である。 この設問では、結論から根拠を選ぶだけでなく、根拠から対応する結論を逆向きに特定する力を確認している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-03